

空 港 運 用 業 務 指 針

平成 17 年 9 月

(令和 7 年 11 月一部改正)

国土交通省航空局

空港運用業務指針 改正記録表

改正番号	改正年月日	適用年月日	章	改正概要
国空用第124号	H17. 9. 9	H17.11.24	全	飛行場証明制度導入に伴う「飛行場運用業務指針」の制定
国空用第271号	H18.1. 31	H18.1.31	4	「臨時点検」の必要性の判断基準の見直し
国空総第1277号	H19.1. 9	H19.1. 9	4	「防衛庁」から「防衛省」への組織改正に伴う見直し
国空用第49号	H19.5.15	H19.5.15	7	「制限区域内で発生した事故の対応」の見直し
国空用第88号	H19.6.21	H19.7. 1	1 2 5	第2章の削除に伴う一部改正 「第2章 航空情報機関への飛行場に関する情報の通報手順」の削除 第2章の削除に伴う一部改正
国空用第135号	H20.7.31	H20.8. 1	6	エプロンクリアランスの一部改正
国空用第434号	H21.3.25	H21.4. 1	全	空港保安管理規程導入に伴う「飛行場運用業務指針」の見直し ヘリポートに適用すべき指針の制定
国空用第250号	H21.11.18	H21.11.19	1 3 8	改正履歴の追記 国際民間航空条約第14附属書の改正に伴う航空機移動区域定時点検の見直し 雪氷調査機器追加に伴う一部見直し 国際民間航空条約第14附属書の改正に伴う野生動物対策の一部見直し
国空用第260号	H23.11.29	H23.12. 1	1 2 8	本指針によることができない場合の措置の一部見直し 安全講習の実施について規定 野生動物と航空機の衝突の危険性の評価の一部見直し
国空用第5号	H25.4. 3	H25.4. 4	7	航空機接近警告灯等の運用に伴う制限区域車両運転の取扱い及び運転規則の一部見直し
国空安保第943号	H26.3.28	H26.4. 1	1 3 5 6 7 9	本指針によることができない場合の照会先の改正 雪氷調査にかかる教育訓練の実施について規定 スポット運用に影響を及ぼす情報の通報について規定 制限区域内事故情報の国への報告を削除 航空機けん引車両等の最高速度の一部見直し 航行不能航空機のある場合の滑走路の運用について規定
国空安保第737号	H28.2.25	H28.3. 1	6 9	航空機及び給油装置の接地に係る規定を削除 航空機リカバリーキットの航空会社間の共同利用協定に係る規定を削除
国空安保第272号	H28.8.19	H28.8.19	7	車両運転許可条件に係る講習及び試験の免除について規定
国空安保第446号	H28.11. 8	H28.11.10	5 7	エプロンクリアランスの一部改正 車両運転許可に係る免除規定の一部改正
国空安保第808号	H29.3.24	H29.4. 1	1 2 6 7	本指針によることができない場合の照会先の改正 未登録自走車両の車両整備に係る期間の見直し エンジン試運転に係るアイドリング出力の説明文を削除 制限区域内で運転できる車両の種類の見直し
国空安企第342号	H30.3.27	H30.4. 1	5 8	エプロンクリアランスの一部削除 別紙 鳥衝突防止対策の概要の削除
国空安企第185号	R1.10. 2	R2.11. 5 R1.10. 2 R1.10. 2	3 5 7	滑走路路面状態評価方式導入に係る改正 コード文字導入に伴う改正 車両運転申請に必要な書類の見直しに係る改正

改正番号	改正年月日	適用年月日	章	改正概要
国空安企第166号	R2. 9. 14	R2. 9. 23	1 2 3 7 附則	空港等の機能の確保に関する基準に係る形式改正 自動運転車両に係る車両使用の取扱いの制定及び申請書の様式に定める押印等に係る注意書きを削る 空港/ヘリポート点検表の点検箇所の形式改正 自動運転車両に係る車両運転規則の制定及び申請書の様式に定める押印等に係る注意書きを削る 第3章 6. 滑走路面状態評価等の適用日を令和3年11月4日に変更
国空安企第178号	R3. 9. 28	R3. 10. 1 R3. 11. 4	1 3 4 5 7 附則	「RAG空港」及び「FSC」を定義から削除、管制機関等の定義の変更 定義削除に伴う記載の変更 定義削除に伴う記載の変更 航空交通管理センターへの通報に係る経路先の指定 定義削除に伴う記載の変更 第3章 6. 滑走路面状態評価等における通報先の明確化等
国空安企第310号	R3. 12. 15	R3. 12. 15 R4. 4. 1	3 4 2 3 4 5 6 7 10 附則	第3章様式2（滑走路面状態評価等調査）の誤記修正 第4章3.（4）中の誤記修正 航空機走行区域等へ表現変更 第5章へ移動、航空機走行区域等へ表現変更 工事関係者の運転許可の明確化 第6章へ繰下げ 第7章へ繰下げ 第3章へ移動、航空機走行区域等へ表現変更及びその通行規則の変更 航空機走行区域等へ表現変更 適用日を規定
国空安企第473号	R4. 3. 18	R4. 4. 1	1 2 3 4 附則	本指針によることができない場合の照会先の改正 ランプバスの有効期間伸長、更新及び管理の改正 車両運転許可に係る免除規定の一部改正 第3章改正に伴う形式改正 適用日を規定
国官参航安第602号	R4. 10. 28	R4. 11. 3	5 附則	滑走路面状態評価等における一部実施方法等の見直し及び滑走路面状態評価等調査の改正 適用日を規定
国官参航安第1114号	R5. 3. 28	R5. 4. 1	2 3 4 5 10 附則	（各章共通） 航空機走行区域等における常時管制機関等との直接通信に関する改正 適用日及び管制機関等と連絡方法を協議することで令和8年3月31日までは従前の例よることができることを規定
国官参航安第550号	R5. 9. 29	R5. 11. 2 R5. 10. 1	5 8 附則	滑走路面状態評価等における一部実施方法等の見直し（滑走路の調査等における摩擦係数の測定廃止）及び滑走路面状態評価等調査の改正 「鳥衝突防止対策検討委員会」に名称変更 適用日を規定
国官参航安第1239号	R6. 3. 29	R6. 4. 1	1 2 3 5 9 － 附則	航空法施行規則を「規則」として定義 3輪車両や電気自動車等充電場所指定に関する改正 運転できる車両の範囲に関する改正 技術的読替（適正化） 航行不能航空機の撤去に関する改正 ヘリパッドの運用に関する章の新設（第11章） 適用日並びに第9章及び第11章の猶予期間を規定

国官参航安 第 829 号	R6. 12. 26	R7. 1. 1	2 3 4 - 8 5 ~ 11 附則	安全講習の実施に関する改正 運転者講習の実施に関する改正 講習会の開催に関する改正 自動運転車両及び自動運行に関する章の新設（第 5 章として挿入） 技術的読替（適正化） 改正前の第 5 章から第11章はそれぞれ章を 1 つ繰下げ 適用日を規定
国官参航安 第 2028 号	R7. 3. 28	R7. 4. 1	1 2 3 4 6 12 附則	「航空機走行区域等」の定義文改正 定義文移設に伴う記載変更 誤記訂正 誤記訂正 点検票の項目追記（ヘリパッド関連） ヘリパッドの標識及び灯火の設置等に関する改正 適用日並びに第12章の改正規定に関する猶予期間を規定
国官参航安 第 605 号	R7. 9. 30	R7. 10. 1	1 2 3 4 5 10 12 附則	「グランドハンドリング」の定義文の移設 デザイン等変更の新設、返納及び亡失、安全講習の改正 車両運転資格特認評価制度創設に伴う関連規定の新設、運転者講習の改正 講習会等の開催の改正 他章改正に伴う所要の改正 自衛隊等の運航者等に係る特例措置を新設 ヘリパッド表面の基準について改正 適用日を規定
		R7. 11. 27	7 8 附則	不測の事態等が発生した際の駐機場所選定、エプロンの監視、エンジンが 始動している航空機周辺の危険防止措置、駐機航空機の固定措置、事象が 発生した場合の緊急停止手順に関する改正 消火器等の設備を使用する訓練を受けた者を配置させること及び火災等が 発生した場合の消火活動要請に関する改正 適用日を規定
国官参航安 第 779 号	R7. 11. 27	R7. 12. 1	1 2 3 7 8 附則	定義文を削る、新設及び改正 用語の整理 用語の整理 用語の整理 グランドハンドリング事業者をはじめとする事業者等に対する指導等に関 する事項を規定 適用日を規定
		R8. 3. 31	2 3 4 6 10 12 附則	航空法施行規則の改正及び滑走路の安全確保に関する指針の制定に伴う改 正 適用日を規定

空港運用業務指針 各章の最新頁照合表

章	頁作成年月日
目 次	R 7. 1 1. 2 7
第1章	R 7. 1 1. 2 7
第2章	R 7. 1 1. 2 7
第3章	R 7. 1 1. 2 7
第4章	R 7. 9. 3 0
第5章	R 7. 9. 3 0
第6章	R 7. 3. 2 8
第7章	R 7. 1 1. 2 7
第8章	R 7. 1 1. 2 7
第9章	R 6. 1 2. 2 6
第10章	R 7. 9. 3 0
第11章	R 6. 1 2. 2 6
第12章	R 7. 9. 3 0
附 則	R 7. 1 1. 2 7

※ 部分的な改正であっても、関係する章については当該改正時に章全体の頁を全て作成し、配布する。

目 次

第 1 章	総則	1－1
第 2 章	制限区域立入及び車両使用の取扱い	2－1
第 3 章	制限区域車両運転の取扱い及び運転規則	3－1
第 4 章	工事等作業のための制限区域立入等の取扱い	4－1
第 5 章	制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い	5－1
第 6 章	制限区域等の安全点検と運航制限	6－1
第 7 章	エプロンの運用	7－1
第 8 章	制限区域内の安全管理	8－1
第 9 章	野生動物と航空機の衝突の防止	9－1
第10章	航行不能航空機の撤去	10－1
第 11 章	低視程時における空港の運用	11－1
第 12 章	空港内におけるヘリパッドの運用	12－1
附 則		13－1

空港運用業務指針

第 1 章 総則

1. 目的

本指針は、航空法施行規則（以下「規則」という。）第 9 2 条に規定される空港等の機能の確保に関する基準に基づく、空港の安全運用に関する業務のうち、空港運用業務の指針を定めることにより、航空交通の安全と空港の業務に従事する者の安全を確保することを目的とする。

2. 本指針の適用

本指針は、空港に適用する。

3. 用語の意味

本指針において使用される用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 「管制機関等」とは、「滑走路の安全確保に関する指針」（令和 7 年国土交通省告示第 1028 号）に規定する管制機関等及び飛行援助用航空局をいう。
- (2) 「航空機移動区域」とは、航空機の離着陸及び地上移動のために使用される空港内の区域をいう。
- (3) 「航空機走行区域」とは、航空機の離着陸及び地上移動のために使用される空港内の区域であって、エプロンを除くものをいう。
- (4) 「航空機走行区域等」とは、航空機走行区域その他の管制機関等から許可を受けて航空機、車両及び人が進入する区域として空港管理者が定める区域をいう。
- (5) 「地方航空局出先機関」とは、空港に所在する地方航空局の空港事務所、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所をいう。なお、当該空港に地方航空局の空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が所在しない場合は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所をいう。

4. 個人情報の保護

申請等により知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき厳正に管理を行うこと。

5. 空港関係者への周知

本指針に基づき行われる空港運用業務において、あらかじめ空港関係者に広く周知する必要のある規則等については、理解しやすい方法により周知を行うこと。

6. 各種様式

空港管理者が作成する申請書や承認証等の様式については、出来る限り本指針に記載した様式と同様のものとする。

7. 本指針によることができない場合の措置

特殊な事情等により、本指針に沿った措置を講じることができず、本指針から逸脱した措置をとらざるを得ない場合は、当該措置により本指針の目的が妨げられないことを確認し、事前に航空局安全部安全政策課空港安全室に照会を行うこと。

第2章 制限区域立入及び車両使用の取扱い

1. 目的

本章は、空港管理者の承認を得ずに制限区域に立入り、あるいは、制限区域で車両を使用することを防止するとともに、制限区域立入及び車両使用を本務とする者に対する立入り及び車両使用の承認手続き等を定めることにより、制限区域における秩序と安全を維持することを目的とする。

2. 立入り及び車両使用の制限

空港管理者は、航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客を除き空港管理者が承認した者以外の者を制限区域に立ち入らせてはならず、また、承認した車両以外の車両を制限区域内で使用させてはならない。

3. 立入りの取扱い

(1) 申請及び承認

空港管理者は、航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客以外の者が制限区域に立ち入る場合、その承認を受けようとする者（代表者を含む。）から、立入りの期間に応じて、次のとおり、制限区域への立入りの承認を受けるための申請書を提出させ、制限区域立入承認証（以下「立入承認証」という。）を交付すること。

a 24時間以上の立入り

24時間以上の立入りの場合は、立入者名、立入期間、立入区域、立入理由、その他必要となる事項を記載した制限区域立入承認申請書（様式1）を提出させ、審査の結果支障がない場合は、立入承認証としてランプパス（様式2）を交付すること。

なお、申請書には、立入者が航空法等の関係法令及び航空機の特性並びに空港の概要その他制限区域の安全確保に関する知識（以下「制限区域安全知識」という。）を有することを示す書類並びに立入者の識別及び照合のための写真を添付させること。

ただし、空港管理者が、直接、制限区域安全知識を付与した者に関しては、制限区域安全知識を有することを示す書類の添付を省略させることができる。

b 24時間未満の立入り

24時間未満の立入りの場合は、制限区域立入承認申請書の記載事項に加え同行するランプパス所有者の所属及び氏名、及び連絡先を記した立入承認のための申請書を提出させ、審査の結果支障がない場合は、立入承認証として腕章（様式3）を含む空港管理者が定めた様式のビジターパスを交付すること。

(2) 承認条件

申請内容が安全管理上支障なく、必要最小限の員数及び期間であり、次の条件を満たしていること。

a ランプパス

(a) 交付対象者は、次の者であること。

- ・航空機整備員及びその補助員
- ・運航管理者及びその補助員
- ・乗客の誘導又は航空機との連絡要員
- ・燃料、貨物、機内食等の積卸要員

- ・その他制限区域に出入することを本務とする者
- (b) 制限区域安全知識を有するものと認められること。

b ビジターパス

ランプパスを所有する者と行動を共にすること。

(3) 立入区域等の限定

空港管理者は、ランプパスの承認に当たり必要と認められる場合は、立入区域等を限定すること。

なお、立入区域の限定を行った場合は、ランプパスに立入承認区域を明示すること。

(4) 目的外使用の禁止

立入承認証はその目的以外に使用させてはならない。

(5) 立入承認証の表示

制限区域への立入りを承認された者であることの識別を容易にするため、ランプパスを胸部に、腕章は上腕部に、またその他の立入承認証については上半身前面に、外部から容易に視認できるように着用させること。

なお、ランプパスには、本人の顔写真を貼付し、氏名、所属、立入区域、有効期限、その他空港管理者が必要とする事項を記載すること。

(6) ランプパスの有効期間

空港管理者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める期間をランプパスの有効期間として設定すること。なお、有効期間の起算日は、承認した立入期間の初日（有効期間の満了に伴い新たなランプパスを発行する場合は、当該期間が満了する日の翌日）とする。

- a 偽造防止技術（IC、ホログラムその他の技術であって、ランプパスの偽造を防止するためのものをいう。次号において同じ。）が用いられ、かつ、オンラインシステムによる使用履歴管理が可能なもの 10年以内
- b 偽造防止技術が用いられているもの 3年以内
- c a又はb以外のもの 2年以内

(7) ランプパスの更新

空港管理者は、ランプパス所有者に対して、指定する日から当該ランプパス所有者が所有するランプパスの有効期間が満了する日までの間に、交付した当該ランプパスの更新の要否を確認し、更新を受けようとする者の申請により新たなランプパスを交付すること。

(8) ランプパスの管理

空港管理者は、ランプパス所有者に対して、ランプパスが紛失又は盗難により不正使用されることがないようにその取扱いについて十分に注意するよう指導すること。また、空港管理者が自ら次の措置をとること等により、ランプパスの管理を適正に行うこと。

- a 発行したランプパスの番号、立入者名、立入区域等を記載するランプパス発行台帳を作成し、いつでもランプパスの発行状況が確認できるように発行管理を行うこと。
- b ランプパス関係書類（ランプパス用紙、発行台帳等）の保管責任者を指名し、必要な時以外は当該書類を保管庫に施錠して保管するほか、保管場所付近には極力部外者を立ち入らせない等の措置を講じること。
- c ランプパスの申請を行う事業者等には、ランプパスの管理について責任を有する者（以下「ランプパス管理責任者」という。）及び必要に応じてその代行者を選任させ、制限区域立入承認申請書の作成及び提出並びにランプパスの受領及び管理その他の事務はランプパス管理責任者又は代行者以外の者に実施させないこと。なお、24時間未満の立入りにかかる申請書の提出、ビジターパスの受領及び管理の事務は、ランプパス所有者に実施させることができる。

また、ランプパス管理責任者にはランプパスの紛失や盗難の防止に取り組ませること。

- d ランプパスの申請を行う事業者等には、制限区域安全知識の付与について責任を有する者（以下「制限区域安全知識教育責任者」という。）及び必要に応じてその代行者を選任させ、制限区域内に立ち入る承認を受けようとする者に対する教育は制限区域安全知識教育責任者又は代行者以外の者に実施させないこと。
- e ランプパス紛失による再発行の申請があった場合、ランプパスの重要性に鑑み、当該ランプパスの発見のためにとった措置及び再発防止のためにとった措置等について事情聴取を行い、その処置が適切であると認められる場合に限り再発行すること。
- f ランプパスの紛失、盗難等の届出があった場合、直ちに警備機関に当該ランプパスの無効を通知するとともに関係者の見易い場所に掲示する等の措置を講じること。
- g ランプパスの返納を受理したときは、その旨をランプパス管理責任者に通知すること。
- h 返納されたランプパスは確実に廃棄すること。
- i 交付したランプパスの管理状況について1年に1回以上点検すること。
- j 更新を行わない年は、交付したランプパスの現物確認等を行うこととし、確認を行った記録をランプパス等に記すこと。
- k ランプパスは他の者が発行する同形状のパスとの相違を明瞭にするため、色等を工夫すること。
- l ランプパスは、ラミネート加工等の耐久性の高い仕様により作成すること。

(9) ビジターパスの管理

- a 空港管理者は、ビジターパスの交付にあたっては、ビジターパスに付された番号等を記録して発行状況を管理し、日々返納状況を確認すること。
- b 24時間未満の立入りにかかる申請書の提出等の事務を行った者、ビジターパスの交付を受けた者及びビジターパスの交付を受けた者の同行者には、ビジターパスの紛失や盗難の防止に取り組ませること。
- c 空港管理者は、ビジターパスの紛失又は盗難等の届出を受けた場合は、直ちに警備機関に当該ビジターパスの無効を通知するとともに関係者の見易い場所に掲示する等の措置を講じること。

(10) 不法侵入者を発見した場合の措置

制限区域で作業を行う者に対して、不法侵入者を発見した場合は直ちに空港管理者に通報するよう指導すること。

(11) 航空機走行区域等へ立ち入る場合の措置

- a 空港管理者は、航空機走行区域等へ立ち入ろうとする者に対して、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて立ち入らせ、当該区域内では常時当該管制機関等と直接通信を維持しその指示に従わせること。

なお、空港管理者は、管制機関等及び航空機走行区域等へ立ち入ろうとする者と調整の上、常時管制機関等と直接通信を維持するための手段を確保するとともに、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整しておくこと。

また、飛行場管制所が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これに従わせること。

緑色の不動光	→	横断（又は進行）支障なし
赤色の不動光	→	停止（又は待機）せよ
赤色の閃光	→	滑走路又は誘導路の外へ出よ
白色の閃光	→	空港の出発点に帰れ

緑色と赤色の交互閃光 → 注意せよ

- b 航空機走行区域等のうち滑走路へ立ち入ろうとする者は、管制機関等から滑走路への立入り許可を受けているにもかかわらず、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が点灯している場合には、滑走路への立入りを中止し、管制機関等に指示の内容を確認すること。また、管制機関等の許可を受けて滑走路へ立入り中に、航空機接近警告灯が点灯した場合には、速やかに滑走路から離脱した後、管制機関等に指示の内容を確認すること。

4. 車両使用の取扱い

(1) 申請及び承認

空港管理者は、制限区域における車両使用の承認を受けようとする者から、車名及び型式(年式)、使用期間 使用区域、使用目的、その他必要となる事項を記載し、次の書類を添付した制限区域内車両使用承認申請書(様式4)を提出させ、審査の結果支障がない場合は、制限区域内車両使用承認証(以下「車両承認証」という。)(様式5)を交付すること。

なお、車両を使用する期間が24時間未満の場合には、車両承認証として標識旗(様式6)又は空港管理者が定めた様式の承認証を交付することができる。

- a 登録車両(道路運送車両法に基づき、自動車登録ファイルに登録された車両又は軽自動車検査ファイル若しくは二輪自動車検査ファイルに登録された車両をいう。)にあつては、有効な自動車検査証
- b 未登録自走車両(登録車両以外の車両のうち自走車両をいう。)にあつては、車両の構造及び装置が地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者による「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に準じた検査に合格したことを証明する書類及び形状が特殊な場合はその略図又は写真
- c 未登録非自走車両(登録車両以外の車両のうち自走車両以外の車両をいう。)にあつては、形状を示す略図又は写真

(2) 承認条件

申請内容が安全管理上支障なく、航空機の運航に必要最小限のものにとどめ、航空機の運航の安全を阻害するおそれのないものであり、次の条件を満たしていること。

- a 3輪以上の車両(特定小型原動機付自転車を除く。)であること。
- b 3輪車両の使用区域は、あらかじめ空港管理者が指定した航空機からのジェットブラスト等の影響を受けない等安全が確保できる場所であること。
- c 航空機から容易に識別される鮮明な色で塗装されていること。(緊急車両は赤色又は黄緑色で、空港管理者等の業務車両にあつては黄色で塗装されていることが望ましい。)また、車両の所属が外部から識別できるよう表示すること。なお、航空機から容易に識別される鮮明な色で塗装されていない場合は標識旗(様式6)を車両外に掲げること。
ただし、空港管理者が指定する区域のみで使用される車両はこの限りでない。
- d 航空機走行区域等において使用する車両のうち、緊急車両及び保安用車両は青色閃光灯を、航空機誘導用車両及びその他の車両にあつては黄色閃光灯を装備していること。

なお、青色閃光灯又は黄色閃光灯を装備するに当たっては「道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和自動車の認定について」(平成19年2月6日付、国空用第327号)に基づき、地方運輸局の認定を受けること。

- e ディーゼル車は、排気管から出る火の粉防止装置(スパークアレスター)を備え付けていること。

ただし、平成10年規制以降の自動車排出ガス規制に適合している車両又は排気管からの火

の粉が出ないことについて当該車両の自動車製造業者等が証明している車両はこの限りでない。

f 航空機の地上作業に直接従事する車両は、消火器を備え付けていること。

g 夜間に使用されるカート等被牽引車両にあつては、後部及び側面の視認しやすい位置に反射器を設置又は反射テープを貼付していること。

(3) 承認期間

車両使用の承認期間は、3年を限度とし、当該承認期間ごとに更新を行わせること。

(4) 車両の管理

a 車両整備

(a) 登録車両は、有効な自動車検査証の交付を受けているものであること。

(b) 未登録自走車両は、2年を超えない期間ごとに、地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者において、車両の構造及び装置について「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」に準じた検査を受け、これに合格したものであること。

また、当該車両の見やすい箇所に、当該検査に合格した年月を明らかにしたもの（様式7）を表示させること。

(c) 自動車検査証等の保存及び提示

空港管理者は、車両使用の承認を受けた者に対し、有効な自動車検査証又は検査実施状況記録を含む検査合格証を車両承認証の有効期間が満了する日まで保存させることとし、また、車両の整備状況を確認するために、必要に応じ、当該検査証等の提示を求めること。

b ランプステッカーの掲示等

制限区域内で使用する車両は、当該区域での使用を承認された車両であることの識別を容易にするためランプステッカー（様式8）を車両前面の見やすい箇所に掲示させること。

なお、ランプステッカーは耐久性の高い素材により作成させ、また、承認番号及び所属その他の空港管理者が必要とする事項を記載させること。ただし、車両の構造上、車両前面に掲示することが困難な場合は、車両後面又は側面の見やすい箇所に掲示させることができる。

c 標識旗等の掲示

上記b.に係わらず、標識旗等により使用の承認を受けた車両については、車両外に当該標識旗等を掲げさせること。

(5) 電気自動車等用充電場所の指定

空港管理者は、電気自動車等が安全、かつ、効率的な充電場所を指定すること。また、当該場所の指定に当たっては、人又は車両の安全に配慮した駐車枠を含む充電機器設置スペースを考慮すること。

5. 亡失

立入承認証、車両承認証又はランプステッカー（以下「立入承認証等」という。）を亡失したときは、直ちに空港管理者に届出させること。

6. 返納

立入承認証等が不要となったときは、直ちに空港管理者に返納させること。

7. デザイン等の変更

立入承認証等（標識旗（様式6）を除く。）の偽造等を防止し有効性を確保するため、次に掲げる措置をとること。

(1) 立入承認証等（標識旗（様式6）を除く。）について、それぞれの現に有効な枚数に占め

る1年間の紛失枚数の割合が5%以上となった場合は、当該立入承認証等のデザイン又はレイアウトを変更し、再発行すること。

- (2) 長期にわたり同一のデザイン又はレイアウトを使用することのないよう、立入承認証等(標識旗(様式6))を除く。)を発行し又はそれらの情報を管理する機器やシステムの更新等の機会を捉え、可能な限り立入承認証等(標識旗(様式6))を除く。)のデザイン又はレイアウトを変更するよう努めること。

8. 取消等

空港管理者が定める本指針に関連する規程等に違反があった場合又は空港管理者が必要と認めた場合は、承認に制限を加え又はこれを取消することができる。

9. 自転車の使用

- (1) 空港管理者は、制限区域において自転車を使用しようとする者からその旨届出させること。
(2) 使用にあたっては、業務上必要最小限度の台数とすること。
(3) 使用区域は、航空機の航行を妨げず、航空機のジェットブラスト等の影響を受けない建物沿い等の場所に制限すること。
(4) 空港管理者は、必要に応じ、自転車の管理に必要な措置及び安全な使用方法等について別途定め、これを遵守させること。

10. 安全講習の実施

- (1) 空港管理者は、制限区域内に立ち入る承認を受けようとする者(24時間以上立ち入ろうとする者に限る。)に対して制限区域立入承認申請を行う前に、また、ランプパス所有者に対して原則として半年毎に、それぞれ次に掲げる内容を網羅した制限区域安全知識の付与及び維持向上を図るための講習(以下「安全講習」という。)を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ランプパスの承認日から起算して1月を経過しない者に対する安全講習は、免除することができる。

なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。

- a 制限区域安全知識
b 安全情報(他空港の事例を含む。)
c その他空港管理者が必要と認める知識
- (2) 空港管理者が各事業者等の制限区域安全知識教育責任者又は代行者に対して安全講習を実施した場合は、空港管理者に代わって当該者がランプパス所有者に対する安全講習を実施することができる。
- (3) 空港管理者に代わって制限区域安全知識教育責任者又は代行者が安全講習を実施した場合は、当該者が所属する各事業者等を実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録及び保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。

制限区域立入承認申請書

年 月 日

(空港管理者) 殿

申請者
住 所
所 属
氏 名

(〇〇規程第〇条等)による制限区域の立入りについて、(同規程第〇条等)の承認を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

氏 名	年令	住 所	所属	立入期間	立入区域	理 由

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

制限区域内車両使用承認申請書

年 月 日

(空港管理者) 殿

申請者
住 所
所 属
氏 名

(〇〇規程第〇条等)による制限区域内における車両使用について、(同規程第〇条等)の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録番号 (整理番号)	車名及び 型式(年式)	期間	所属又は 所有者	目的及び 使用区域	搭載物件 の概要	事故防止の ための措置

注

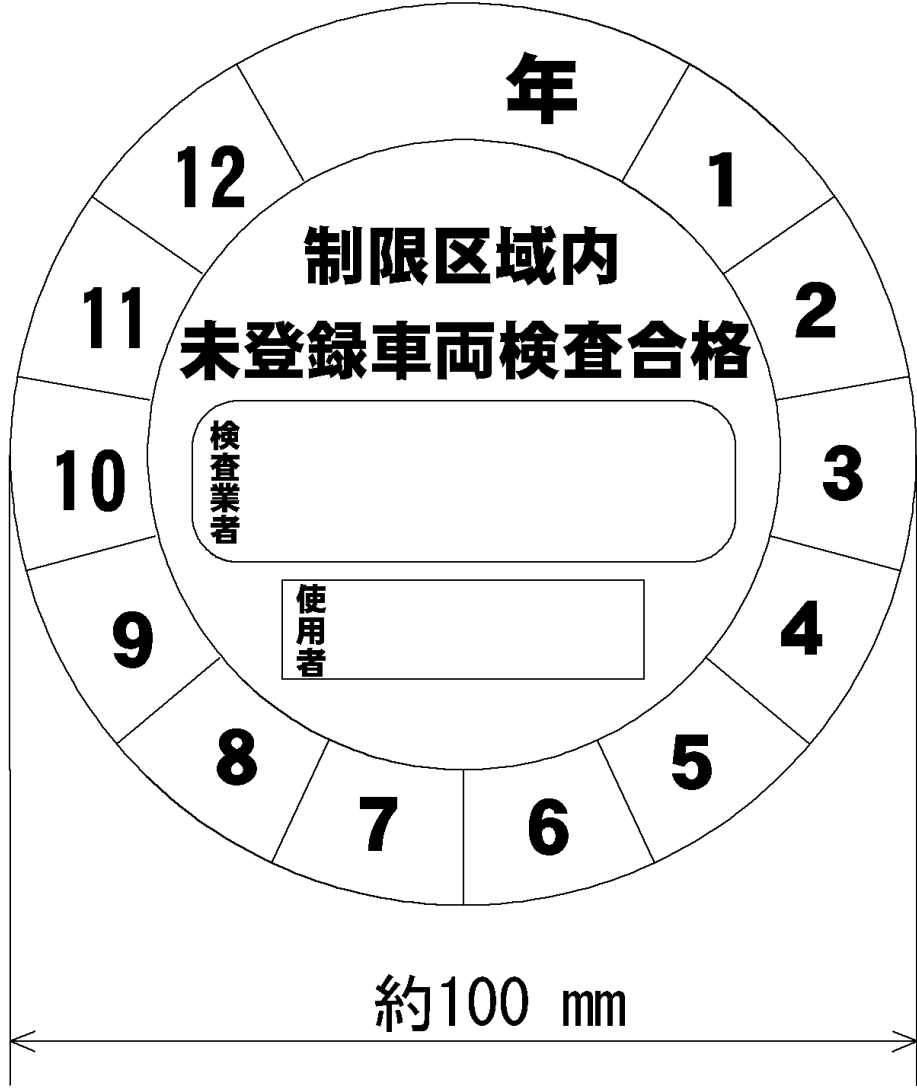
- 1) 自動車検査証の写又はこれに準ずるものを添付すること。
- 2) 特殊な形状の車両又は機材の場合は略図を添付すること。(更新の場合を除く。)
- 3) 更新の場合であって、申請内容に変更がない項目(登録番号又は整理番号を除く。)については、記入を省略することができる。

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

シール（例）



空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

第3章 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則

1. 目的

本章は、空港管理者の許可を受けずに制限区域内で車両の運転を行うことを防止するとともに、制限区域内において車両の運転等（車両の運転及び実務上の責任を伴う自動運転車両による運行をいう。以下同じ。）を本務とする者に対する車両運転許可の手続きと運転規則等を定めることにより、制限区域内車両運転の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

2. 定義

- (1)「マイナ免許証」とは、都道府県公安委員会発行の運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカードをいう。
- (2)「国際運転免許証」とは、道路交通に関する条約第二十四条第一項の運転免許証（第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で同条約附属書九又は附属書十に定める様式に合致するものをいう。
- (3)「自国等の運転免許証」とは、自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域の行政庁又は権限のある機関の免許に係る運転免許証をいう。
- (4)「外国運転免許証」とは、自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として道路交通法施行令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）をいう。
- (5)「評価書」とは、「制限区域車両運転資格特認評価実施要領」（令和7年9月30日付、国官参航安第612号）に基づき、制限区域内において運転できることを認定した書類をいう。
- (6)「運転免許証等」とは、都道府県公安委員会発行の運転免許証（マイナ免許証を含む。以下同じ。）、国際運転免許証又は外国運転免許証をいう。
- (7)「運転者講習」とは、制限区域内における車両運転規則等の知識の維持向上を図るための講習をいう。
- (8)「車両運転知識教育責任者」とは、各事業者等において制限区域内における車両運転規則等の知識の付与に責任を有する者をいう。

3. 車両運転の制限

空港管理者は、許可した者以外、制限区域で車両を運転させてはならない。

4. 運転許可

(1) 申請

a ランプパスによる立入りに係る車両運転

ランプパスによる立入りに係る車両運転の場合は、立入承認証番号（既にランプパスを取得している場合）、運転者名、所属、運転理由、その他必要となる事項を記

載した制限区域車両運転許可申請書（様式）に次に掲げるいずれかの書類の写しを添付させ、申請させること。

（a）都道府県公安委員会発行の運転免許証

なお、当該免許証の交付は受けずにマイナ免許証のみ交付を受けている場合は、マイナ免許証読み取りアプリを利用し得られる免許情報を確認できる次のいずれかの画像等を添付させること。

ア スマートフォンにダウンロードした免許画像

イ パソコンに保存した免許画像

ウ スマートフォン又はパソコンに表示された免許画像のスクリーンショット

（b）国際運転免許証

（c）国際運転免許証及びその発行の元となった自国等の運転免許証

（d）外国運転免許証

（e）評価書

なお、（2）a（b）イ又は（2）c（b）イにより、講習及び試験の両方を免除する場合は、車両運転の許可を受けようとする者が車両運転に必要な知識を有することを示す書類及び、他の空港において有効な車両運転許可証の写し又は当該空港の車両運転許可証を有していたことを示す書類を添付させること。

b ビジターパスによる立入りに係る車両運転

ビジターパスによる立入りに係る車両運転の場合は、制限区域車両運転許可申請書の記載事項に加え、同行者（当該車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導する車両を運転する者であって、当該空港のランプパスを所有し、かつ、車両運転許可を受けている者）の所属、氏名及び連絡先を記した上で、当該運転を行おうとする者の有効な運転免許証等の写し（aの添付と同じ。）を添付させ、申請させること。

c 制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等

制限区域内に立ち入らずに車両運転等を行う場合は、制限区域車両運転許可申請書（立入承認証番号の欄を除く）に加え、aの申請時に添付する書類及び次の書類を添付させ、申請させること。

（a）制限区域安全知識を有することを示す書類

（b）制限区域内に立ち入らずに車両運転許可を必要とする理由書

（c）その他空港管理者が必要と認める書類

d 制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転

制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転の場合は、制限区域車両運転許可申請書の記載事項に加え、同乗訓練担当者（制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練を受ける者が当該訓練において運転する車両に同乗する者であって、当該空港のランプパスを所有し、かつ、車両運転許可を受けている者をいう。以下同じ。）の所属、氏名及び連絡先を記した上で、当該運転を行おうとする者の訓練計画及び有効な自国等の運転免許証の写しを添付させ、申請させること。

（2）許可条件

制限区域内における車両運転の許可をするに当たっては、空港管理者が業務上必要であると認めた者で、有効な運転免許証等、自国等の運転免許証又は評価書を所有するほか、次のいずれかの条件を満たしたものであること。

なお、国際運転免許証と併せて、その発行の元となった自国等の運転免許証の写し

を添付している場合にあつては、国際運転免許証の有効期間を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる。

a ランプパスによる立入りに係る車両運転

(a) 講習及び試験を受け、その試験に合格した者であること。

空港管理者の定める講習及び試験を受け、その試験に合格した者に限ること。

なお、講習及び試験には、次に掲げるものを含めること。ただし、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が設置されていない空港の航空機走行区域等において運転する場合は、キのうち、当該灯火の運用方法に関する事項を、航空機走行区域等において運転をしない場合は、オ、カ及びキを省略することができる。

ア 空港基本施設の概要

イ 車両と航空機に関連する車両運転規則等

ウ 低視程時における車両の運用方法

エ 航空機のジェットブラスト等による影響

オ 無線電話の適切な取扱方法

カ ICAO 用語を含む航空交通管制に使用される用語及び表現

キ 空港内における可視信号の意味及び航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯の運用方法（可視信号の意味及び可変表示型誘導案内灯の運用方法については、特に、運用中の滑走路への誤進入防止を目的とする事項。）

ク 航空保安無線施設の運用のために設定されている区域

ケ その他、空港管理者が必要と認める事項

(b) 講習及び試験の免除を受けた者であること。

ア 空港管理者は、過去に当該空港の車両運転許可を有していた者が車両運転許可を受けようとする場合は、次の場合に（a）に掲げる講習及び試験を免除することができる。ただし、過去に航空機走行区域等における運転許可を受けていない者が、航空機走行区域等において運転を行おうとする場合は除く。

（ア）過去1年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者に対し、講習及び試験の両方を免除することができる。

（イ）過去3年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者に対し、試験を免除することができる。この場合は、空港管理者が定める講習を受けること。

イ 空港管理者は、他の空港の車両運転許可を受けている者又は過去1年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者が、当該空港管理者が管理する空港の航空機走行区域等以外における車両運転許可（航空機のプッシュバック又は航空機の地上走行開始の支援を行うため、一時的に航空機走行区域等に立ち入るものを含む。）を受けようとする場合において、当該者が当該空港の車両運転に必要な知識を有していると認められるときは、（a）に掲げる講習及び試験の両方を免除することができる。

(c) 当該空港の車両運転許可を受けているランプパス所有者が、車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導して誘導を受けること。

b ビジターパスによる立入りに係る車両運転

当該空港の車両運転許可を受けているランプパス所有者が、車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導して誘導を受けること。

c 制限区域内に立ち入らずに行う車両運転等

制限区域安全知識を有し、次のいずれかの条件を満たした者であること。

(a) 講習及び試験を受け、その試験に合格した者であること。

空港管理者の定める講習及び試験を受け、その試験に合格した者に限ること。

なお、講習及び試験は、a (a) と同様のものとする。

(b) 講習及び試験の免除を受けた者であること。

ア 空港管理者は、過去に当該空港の車両運転許可を有していた者が車両運転許可を受けようとする場合は、次の場合に (a) に掲げる講習及び試験を免除することができる。ただし、過去に航空機走行区域等における運転許可を受けていない者が、航空機走行区域等において運転を行おうとする場合は除く。

(ア) 過去1年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者に対し、講習及び試験の両方を免除することができる。

(イ) 過去3年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者に対し、試験を免除することができる。この場合は、空港管理者が定める講習を受けること。

イ 空港管理者は、他の空港の車両運転許可を受けている者又は過去1年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者が、当該空港管理者が管理する空港の航空機走行区域等以外における車両運転許可（航空機のプッシュバック又は航空機の地上走行開始の支援を行うため、一時的に航空機走行区域等に立ち入るものを含む。）を受けようとする場合において、当該者が当該空港の車両運転に必要な知識を有していると認められるときは、(a) に掲げる講習及び試験の両方を免除することができる。

d 制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗訓練担当者を同乗させ、その指導の下、かつ、空港管理者が定める条件の下において運転すること。

(3) 車両運転許可証の交付

空港管理者は、車両運転許可の申請があり、審査の結果支障がない場合は、車両運転許可証を交付すること。

なお、ランプパスに車両運転許可を受けている旨の表示を行うことにより、車両運転許可証の交付に代えることができる。また、24時間未満の立入りの承認及び車両運転の許可を受けようとする者については、ビジターパスを交付することにより、当該許可証の交付に代えることができる。

(4) 車両運転許可証の携帯及び提示

空港管理者は、車両の運転等を行う者に対し、常に車両運転許可証を携帯するよう指導し、必要に応じそれを提示させること。

(5) 亡失

車両運転許可証を亡失したときは、直ちに空港管理者に届出させること。

(6) 返納

車両運転許可証が不要となったときは、直ちに空港管理者に返納させること。

（７）取消等

空港管理者が定める本指針に関連する規程等に違反があった場合又は必要と認めた場合は、許可に制限を加え又はこれを取り消すことができる。

５．車両運転規則

空港管理者は、制限区域において車両を使用する者に次の事項を遵守させること。

（１）運転免許証等、自国等の運転免許証又は評価書の所有

有効な運転免許証等又は評価書を所有していること。なお、上記４．（１）の際、国際運転免許証と併せて、その発行の元となった自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、有効な自国等の運転免許証を所有していることで、有効な運転免許証等の所有に代えることができる。

（２）運転できる車両の範囲

制限区域内で運転できる車両の範囲は、次のとおりとし、これに従って運転すること。

a 航空機の整備又はグランドハンドリング業務に用いる車両（旅客の輸送に用いる車両を除く。）

以下のいずれかであること。

（a）所有する運転免許証等又は評価書に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲

（b）事業者による車両運転に係る訓練を修了し、当該事業者の責任者から運転することが認められている車両の範囲（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車又は小型特殊自動車を運転することができる運転免許証等又は評価書の交付を受けている者に限る。）

b a以外の車両

所有する運転免許証等又は評価書に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲

（３）事前点検

使用の都度整備が完全であるかどうかを確かめること。

（４）積載制限

車両の乗車定員及び規定積載量を超過して乗車又は積載しないこと。

（５）高さ制限

固定搭乗橋の下等を走行する場合は、高さ制限値を確認すること。

（６）一旦停止

滑走路の延長上にある場周道路等の一旦停止線が施してある箇所では、必ず一旦停止し、航空機が航行していないことを確認すること。

（７）進路変更

正面又はこれに近い角度で接近する車両相互間にあっては、速度を落とし、互いに進路を左に変えること。

（８）緊急車両優先

緊急車両の走行を妨げるおそれのある場合は、一旦停止して進路を緊急車両に譲ること。

（９）駐車

制限区域内においては、空港管理者が指定する場所以外に、駐車しないこと。

(10) 照明機器等の使用

- a 工事等において、発光（ストロボ等閃光を発するものを含む）、照明（車両の前照灯を除く。）、反射機器等で操縦士に眩惑を与えるおそれのあるものを使用しないこと。
- b 航行中の航空機に対し前照灯をハイビームで正射しないこと。

(11) 制限速度

制限区域内における車両の最大速度は、次のとおりとし、これを厳守することただし、緊急車両等空港の管理運用上、当該制限速度を超えて走行することがやむを得ない車両についてはこの限りではない。

- a 30 km/h
- b 航空機の周辺30 m以内では、15 km/h
- c 航空機に向かって走行する場合、5 m以内に接近したときは、毎時10キロメートル未満で直ちに止まれる速度
- d カート類その他をけん引するときは、15 km/h
- e 航空機をけん引するときは10 km/h
なお、航空機走行区域等においてトーバーレス航空機けん引車により航空機をけん引する場合にあって、前方を十分に監視し、動力装置を制御すること又は制動装置を軽度を使用することにより、速やかに且つ安全に停止できる場合は30 km/h
- f 場周道路を走行する場合は、40 km/h

(12) カート類

車両のけん引するカートの台数は6台を超えないこと。

(13) 車両操作

- a 航空機の始動のために必要な車両を除き、エンジン始動中、及び始動直前の航空機の前面又は後方で車両の操作を行わないこと。
- b 航空機の地上作業のためやむを得ないものを除き、航空機の下部で車両の操作を行わないこと。

(14) 航空機優先

- a 地上移動中の航空機の進路を妨げないこと。
- b 上記aにかかわらず、航空機が前方又は後方等から現われ、かつ、航空機の航行を妨げるおそれのある場合には、通路を外し停止し、進路を譲ること。この際、急激な運転操作をしないこと。

(15) 後退

航空機に向かっての後退は、車両外に人を配し、適切な距離を保って誘導する場合のほか、行わないこと。

(16) 後方等通過

航空機のジェットブラスト等には十分に注意し、原則として地上走行中の航空機の後方100 m以内（ヘリコプターについては、下降流等による危険が伴う区域）を走行しないこと。

(17) 停車

地上作業のため、航空機の間近で停車する場合は、エンジンを停止し（その作業にエンジン動力を必要とするものを除く。）、完全にパーキングブレーキをかけ必要に応じ車輪止めを施す等、車両が移動しないための万全の措置を講じること。

(18) 旅客の安全確保

a 旅客の輸送に用いる車両は、すべて航空機の横又は後方で、かつ、適切な距離を保って停止して、旅客の乗降を行うこと。

b 通行中の旅客の導線を横切らないこと。

(19) 航空機走行区域等への立入り

航空機走行区域等への立入りは、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて行い、同区域内では常時当該管制機関等と直接通信を維持しその指示に従うこと。

なお、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整しておくこと。

また、滑走路への立入りについて、管制機関等からの許可を受けているにもかかわらず、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が点灯している場合には、滑走路への立入りを中止し、管制機関等に指示の内容を確認すること。また、管制機関等の許可を受けて滑走路へ立入り中に、航空機接近警告灯が点灯した場合には、速やかに滑走路から離脱した後、管制機関等に指示の内容を確認すること。

(20) 可視信号

飛行場管制所が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これを遵守すること。

緑色の不動光	→	横断（又は進行）支障なし
赤色の不動光	→	停止（又は待機）せよ
赤色の閃光	→	滑走路又は誘導路の外へ出よ
白色の閃光	→	空港の出発点に帰れ
緑色と赤色の交互閃光	→	注意せよ

(21) 緊急連絡

航空機走行区域等において、車両がかく座等したときは、速やかに管制機関等及び空港管理者に連絡すること。

また、その他の区域においては、空港管理者に連絡すること。

(22) アルコール、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転しないこと。

(23) 規制

上記にかかわらず、空港管理者が必要と認めた場合は、所要の規制を行うこと。

6. 運転者講習の実施

(1) 空港管理者は、車両運転許可を受けている者に対して原則として半年毎に、次の内容を網羅した運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ビジターパスによる立入りに係る車両運転に対する車両運転許可の交付を受けた者又は制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転許可を受けた者に対する運転者講習を免除することとし、ランプパスによる立入りに係る車両運転若又は制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等に対する車両運転許可の許可日から起算して1月を経過しない者に対する運転者講習を免除することができる。

なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。

a 4. (2) a (a) による空港管理者の定める講習項目

- b 安全情報（他空港の事例を含む。）
 - c その他空港管理者が必要と認める知識
- (2) 車両運転知識教育責任者及び必要に応じてその代行者を選任させ、空港管理者が当該者に対して運転者講習を実施した場合は、空港管理者に代わって当該者が各事業者等の車両運転許可を受けている者に対する運転者講習を実施することができる。
- (3) 空港管理者に代わって車両運転知識教育責任者又は代行者が運転者講習を行った場合は、当該者が所属する各事業者等を実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録及び保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。
- (4) 4. (1) cにより車両運転許可を受けている者に対して、運転者講習に加え、安全講習を受講させること。

制限区域車両運転許可申請書

年 月 日

(空港管理者) 殿

申請者
住 所
所 属
氏 名

(〇〇規程第〇条等) による制限区域内における車両運転の許可を受けたいので、
運転免許証等又は認定証（写）を添えて、下記のとおり申請します。

記

立入承認証 番 号	氏 名	所 属	理 由	備 考

【添付書類】

- ☐ 公安委員会発行の運転免許証の写し
- ☐ 国際運転免許証の写し
- ☐ 国際運転免許証及び自国等の運転免許証の写し
- ☐ 外国運転免許証の写し
- ☐ 認定証の写し

以上

第4章 工事等作業のための制限区域立入等の取扱い

1. 目的

本章は、空港の制限区域内における工事等の実施に伴う制限区域への工事等関係者の立入り、工事等関係車両の使用及び車両の運転に関する手続等を定め、もって航空機の運航の安全確保と工事等の安全管理に万全を期すことを目的とする。

2. 航空情報の発行手続

工事等の実施に伴いやむを得ず運航制限が必要となる場合には、航空路誌補足版又はノータムの発行の手続きをとる。

3. 工事等関係者の制限区域内立入りに必要な手続等

(1) 立入承認、車両使用承認及び車両運転許可申請

制限区域内における工事等の実施に係る関係者の立入り、車両使用及び車両運転に当たっては、第2章3. 及び4. 並びに第3章3. に掲げる申請書類一式に加え、次の書類を添付し提出させること。

- a 工事等内容概説書
- b 工事等区域図
- c 工程表
- d 使用保護帽図（企業体毎に識別されていること。）
- e その他必要な事項

(2) 承認（許可）条件

工事等関係者の立入り及び車両使用の承認に当たっては、第2章3. 及び4. を準用すること。また、工事等関係者の車両運転の許可に当たっては、空港管理者が業務上必要であると認めた者で、有効な運転免許証等、自国等の運転免許証又は評価書を所有するほか、次のいずれかの条件を満たしたものであること。

なお、国際運転免許証と併せて、その発行の元となった自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、国際運転免許証の有効期間を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる。

- a 講習及び試験を受け、その試験に合格した者であること。

空港管理者の定める講習及び試験を受け、その試験に合格した者に限ること。なお、講習及び試験には、次に掲げるものを含めること。ただし、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が設置されていない空港の航空機走行区域等において運転する場合は、(g)のうち、当該灯火の運用方法に関する事項を、航空機走行区域等において運転をしない場合は、(e)、(f)及び(g)を省略することができる。

- (a) 空港基本施設の概要
- (b) 車両と航空機に関連する車両運転規則等
- (c) 低視程時における車両の運用方法
- (d) 航空機のジェットブラスト等による影響
- (e) 無線電話の適切な取扱方法
- (f) ICAO用語を含む航空交通管制に使用される用語及び表現
- (g) 空港内における可視信号の意味及び航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯

の運用方法（可視信号の意味及び可変表示型誘導案内灯の運用方法については、特に、運用中の滑走路への誤進入防止を目的とする事項。）

(h) 航空保安無線施設の運用のために設定されている区域

(i) その他、空港管理者が必要と認める事項

b 講習及び試験の免除を受けた者であること。

過去1年以内に当該空港の車両運転許可を有していた者（許可条件が同等と認められる場合に限る。）に対し、講習及び試験の両方を免除することができる。

c 航空機の運航の安全を阻害するおそれのない者として、次の各号に掲げる条件を満たしていること。

(a) 運転を行う工事等作業区域（工事等作業の現場に至る通路を含む。以下同じ。）において、航空機の運航に関連する規制がないこと。

(b) 運転を行う工事等作業区域に航空機走行区域等を含む場合は、当該区域が閉鎖されていること。また、運転を行う工事等作業区域が航空機走行区域等と接続する場合は、工事等関係者が誤って航空機走行区域等に立ち入らないような措置がとられていること。

(c) 車両運転許可を受けようとする者が制限区域内における車両運転に必要な知識を有すること。また、このことを示す書類を上記3.（1）に掲げる書類として添付すること。

d 当該空港の車両運転許可を受けているランプパス所有者又は上記aに掲げる講習及び試験を受け、その試験に合格した者が、車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導して誘導を受けること。

(3) 承認（許可）に当たっての留意事項

工事等関係者の立入承認、車両使用の承認又は運転許可に当たっては、次の点に留意すること。

a 場所により工事等作業の現場に至る通路を定めて、工事等のためその他の経路をブロックし、空港日常業務の円滑な流れを妨げることのないようにすること。

b 工事等作業の現場に責任者を配置し、航空機の航行の安全を確保するための必要な調整を図るため、航空機移動区域の運用を担当する空港管理者の部署との連絡を密にさせること。

c 工事等従事者については保護帽を着用させ、機器等については社名等を明記させること等により、当該工事等に従事するものであることを識別できる方法を講じさせること。

d 制限区域内における車両使用及び運転方法等についての知識を周知させ、これを遵守させること。

e 作業予定日報を事前に提出させること。

f 着陸帯への立入時及びその終了時には、その都度空港管理者に通報させること。

g 航空機走行区域等への立入りは、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて行わせ、同区域内では常時管制機関等と直接通信を維持しその指示に従わせること。

なお、空港管理者は、管制機関等及び工事等関係者と調整の上、常時管制機関等と直接通信を維持するための手段を確保するとともに、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整しておくこと。

h 工事等作業に使用する機材等と制限表面との関係を確認すること。

i 航空保安無線施設の運用のために設定されている区域に立ち入る場合にあっては、

当該施設の設置管理者との調整が必要であること。

- j 特殊な薬品などの物質を運搬又は作業に使用する場合にあっては、異常事態が発生した際に必要な対策がとられていること。

(4) 立入承認等

工事等関係者に対する制限区域立入承認及び制限区域内車両使用承認（車両運転許可を含む。）は、ランプパス（第2章－様式2）を交付し、腕章（第2章－様式3）及び標識旗（第2章－様式6）を貸与し、又は、当該工事等において使用する社名等が記された保護帽及び標識旗に相当する車両旗を認定することにより行うこと。

なお、認定を行った場合には、その旨を警備機関に周知すること。

(5) 講習会等の開催

- a 空港管理者は、工事等関係者に対し、関係法令及び空港管理者が定める本章に関連する規程等を遵守させ、制限区域内における秩序と安全を確保するため並びに航空機の航行の安全性及び円滑性の阻害を防ぐため、事前に講習又は説明会を開くこととし、当該講習又は説明会において第2章 10. と同等の安全講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。
- b 空港管理者は、工事等関係者に対して、原則として半年毎に、第2章 10. と同等の安全講習（車両運転許可を受けている者にとっては、第2章 10. と同等の安全講習及び第3章 6. と同等の運転者講習）を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習又は運転者講習を実施し、実施者等を記録の上所定の場所に保管すること。
- ただし、工事等関係者の立入承認日から起算して1月を経過しない者に対する安全講習を免除することができ、工事等関係者の車両運転許可日から起算して1月を経過しない者に対する運転者講習を免除することができる。
- c 空港管理者が教育責任者及び必要に応じてその代行者を選任させ、空港管理者が当該者に対して安全講習又は運転者講習を実施した場合は、空港管理者に代わって当該者が立入承認を受けた工事等関係者に対する安全講習又は車両運転許可を受けた工事等関係者に対する運転者講習を実施することができる。
- d 空港管理者に代わって 工事等責任者又は代行者が安全講習又は運転者講習を行った場合は、当該者が所属する各事業者等を実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録及び保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。

4. 事故発生時の措置

工事等の実施中に事故が発生した場合には、工事等責任者に直ちに空港管理者及び関係機関に通報させ、適切な措置をとらせること。

また、その原因を明らかにし、事故の再発防止に努めさせること。

第5章 制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い

1. 目的

本章は、空港管理者の承認や許可を受けずに、空港の制限区域内で自動運転車両を使用することを防止するとともに、自動運転車両の承認手続きや規則、自動運行に必要となる承認又は許可手続き等を定めることにより、空港の制限区域内の安全と秩序の維持することを目的とする。

2. 定義

- (1) 「自動運行」とは、自動運転車両による運行をいう。
- (2) 「自動運転」とは、自動走行システムによる運転をいう。
- (3) 「自動運転車両運転者」とは、自動運行を行う者による自動運転の状態の監視及び手動による危険回避等の操作に係る訓練を修了し、当該自動運行を行う者の責任者から自動運転車両を運転することが認められている者をいう。
- (4) 「自動運転車両」とは、自動運転で走行する車両をいう。
- (5) 「自動走行システム」とは、車両に搭載される自動運行装置のほか、FMS、信号機及び他車両その他の外部装置との信号のやり取りを含め、車両と外部装置全体が統合されて運用されるシステムの総称をいう。
- (6) 「自動運行装置」とは、プログラムにより自動的に車両を運行させるために必要な、車両運行時の状態、周囲の状況を検知するためのセンサー及び当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であって、車両を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。
- (7) 「レベル3自動運行」とは、制限区域内において、自動走行システムを備え、かつ、公道における自動運転レベル3に相当する自動運転ができる車両を空港管理者が附する条件下で運行することをいう。
- (8) 「レベル3自動運転車両」とは、レベル3自動運行に使用する車両をいう。
- (9) 「レベル4自動運行」とは、制限区域内において、自動走行システムを備え、かつ、公道における自動運転レベル4に相当する自動運転ができる車両を空港管理者が附する条件下で運行することをいう。
- (10) 「レベル4自動運転車両」とは、レベル4自動運行に使用する車両をいう。
- (11) 「レベル4自動運行管理者」とは、レベル4自動運行を行うため、空港管理者から承認を受けた者をいう。
- (12) 「レベル4自動運行計画」とは、レベル4自動運行管理者が空港管理者にレベル4自動運行の許可を受けるために申請する自動運転車両が走行するルート・条件・体制等及び当該車両の運行設計領域を記した計画をいう。
- (13) 「運行設計領域」（以下「ODD」という。）とは、自動運転車両が走行する際の環境や使用に関して、当該車両製造者が設定する設計上の条件をいう。
- (14) 「走行環境条件」とは、自動運転車両が使用される場所、気象、交通の状況、その他走行に関して、ODD等を踏まえ空港管理者が設定する条件をいう。
- (15) 「レベル4自動運行业務従事者」とは、レベル4自動運行主任者、現場措置業務実施者及び遠隔監視者その他のレベル4自動運行のために従事する者の総称をいう。
- (16) 「レベル4自動運行主任者」とは、遠隔監視を行う場所に配置され、レベル4自動運転車両に交通事故又はトラブル（以下「交通事故等」という。）が発生した場合において、直ちに空港管理者等関係者に通報する措置及び現場措置業務実施者に指示し当該交通事故等の現場に向かわせる措置を講じ、かつ、必要があるときは遠隔監視を行い、レベル4

自動運行時における実務上の責任を負う者として、レベル4自動運行管理者から指定された者をいう。

- (17) 「現場措置業務実施者」とは、自動運転車両に係る交通事故等が発生したとき、当該交通事故等の現場に向かい、当該交通事故等の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じる者をいう。
- (18) 「遠隔監視」とは、当該車両の状態、当該車両の周囲の道路及び交通の状況を映像及び音声により確認することができる装置を備える車両から遠隔に存在する場所で、車両及び遠隔監視システムの作動状態を監視することをいう。
- (19) 「遠隔監視者」とは、遠隔監視を行う者をいう。
- (20) 「遠隔監視場所」とは、遠隔監視を行う場所をいう。
- (21) 「遠隔監視システム」とは、遠隔監視に使用し、状況に応じて車両に対する必要な措置を遠隔で行うためのシステムをいう。
- (22) 「遠隔操作」とは、遠隔監視システムから車両に起動及び停止等の指示を行うことをいう。
- (23) 「遠隔運転」とは、遠隔監視システムから車両の運転（操縦及び制動）を行うことをいう。
- (24) 「自動運行補助施設」とは、自動運転車両の自動運行を補助するための施設その他これに類するものであって、空港管理者が空港内に設けるもの又はレベル4自動運行管理者が空港内に設けることについて空港管理者が認めたものをいう。

3. 自動運転車両及び自動運行の制限

- (1) 自動運行を行おうとする者は、自動運転車両が制限区域内における車両使用承認を受けている他の車両と同程度の走行（挙動）を行うことができることを明らかにするため、あらかじめ航空局による安全性に関する模擬フィールド試験を受験しなければならない。空港管理者は、自動運行を行おうとする者に対し、航空局による安全性に関する模擬フィールド試験を受験するよう指導すること。
- (2) 自動運転車両は、本章5. 及び6. による申請に先立ち、当該車両を使用しようとする空港の空港管理者から第2章4.（1）による車両承認証の交付を受けていなければならない。
- (3) 空港管理者は、承認した自動運転車両以外の車両を制限区域内で自動運行させてはならない。また、レベル4自動運行を行わせる場合は、承認したレベル4自動運行管理者が許可を受けたレベル4自動運行計画の範囲内でなければ、自動運行させてはならない。
ただし、航空局による安全性に関する模擬フィールド試験のため自動運行を行わせる場合、又は空港管理者による安全性に関する走行性能等の確認のための自動運行（以下「試験走行」という。）を行わせる場合については、この限りでない。

4. 自動運転車両における走行条件及び安全対策の設定

- (1) 空港管理者は、自動運転車両の承認を受けようとする者に対し、自動運転車両の予定経路において試験走行を行わせ、経路、天候等の自動運転により走行する条件及び必要な安全対策について関係者と協議のうえ設定及び策定すること。
- (2) 空港管理者は、自動運転車両の停止禁止場所又は駐車禁止場所等の安全対策を策定し、自動運転車両の予定経路上における関係者に対して、周知すること。
- (3) 空港管理者は、空港管理者自らが空港内に自動運行補助施設を設置する場合においては、当該施設の利用方法や同施設が障害等により利用できない場合の措置を定めておくこと。
- (4) 空港管理者は、自動運行を行おうとする者に、自動運転車両の予定経路上における関係者に対して、使用する自動運転車両の走行性能等に関する説明会を開かせること。
- (5) 空港管理者は、複数の自動運転車両の承認を受けようとする者が重なる走行経路においてそれぞれ自動運転車両を使用させる場合にあっては、必要な安全対策について当事者と

協議のうえ策定すること。

5. レベル3自動運転車両使用の取扱い

(1) 申請

a 新規

空港管理者は、レベル3自動運転車両使用の承認を受けようとする者に対し、次の事項を記載した制限区域内レベル3自動運転車両使用承認申請書（様式1）に車両承認証（第2章—様式5）及びその他関係書類を添付させ、申請させること。

- (a) 車名及び型式
- (b) 自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (c) 使用期間
- (d) 所属又は所有者
- (e) 使用区域
- (f) 使用目的
- (g) 搭載物件の概要
- (h) 事故防止のための措置
- (i) レベル3自動運転車両の装備
 - ア 識別表示の仕様及び設置箇所
 - イ 灯火及び方向幕の仕様及び設置箇所
- (j) レベル3自動運転車両の機能
 - ア ODD及びODD逸脱の場合に速やかに停止する機能の仕様
- (k) 試験走行の計画
 - ア 実施予定場所（走行経路）
 - イ 実施予定期間及び時間帯
 - ウ 運転者等の同乗（同乗予定者情報）
 - エ 試験走行において使用する監視設備、監視機能及び通信方式
 - オ 試験走行において検証する項目
 - カ 試験走行において必要とする施設及び設備
 - キ 試験走行に関する緊急連絡体制
- (1) 航空局による安全性に関する模擬フィールド試験の受験情報（実施日、実施場所、結果や付帯事項等）
- (m) その他必要となる事項

b 更新

空港管理者は、レベル3自動運転車両使用の承認期間の更新を受けようとする者に対し、aの規定に基づき、申請させること。なお、a（c）以外の事項の記載及びその他関係書類の添付を省略させることができる。

c 変更

空港管理者は、レベル3自動運転車両使用の承認内容の一部を変更しようとする者に対し、aの規定に基づき、申請させること。なお、変更がない事項の記載又は車両承認証（第2章—様式5）及びその他関係書類の添付を省略させることができる。

ただし、空港管理者が安全性に関する走行性能等の確認が必要と認める承認内容の一部を変更する場合の申請にあっては、a（k）を省略させることはできない。

なお、レベル3自動運転車両の自動運行装置の一部を変更する場合の申請にあっては、3.

(1)の規定による模擬フィールド試験の受験要否について、航空局に確認するよう指導すること。

(2) 承認条件

申請内容が安全管理上支障なく、航空機の運航に必要最小限のものにとどめ、航空機の運航の安全を阻害するおそれのないものであり、次の条件を満たしていること。

- a 有効な車両承認証（第2章—様式5）の交付を受けていること。
- b 走行経路やODD等が制限区域内の車両等の交通安全や航空機の運航の安全に影響を与えるおそれがないと認められること。
- c レベル3自動運行時においては、上記4．（1）の規定により設定した自動運転により走行する条件を満たさない場合は、自動運転させないこととし、自動運転車両運転者を乗車させ、常時自動運転車両の状態を監視させるとともに、必要な場合は手動による危険回避等の操作を行う装置を装備していること。
- d レベル3自動運行時においては、レベル3自動運転車両であることが外部から識別できるよう「AUTOMATED DRIVE」のステッカーを作成させ又は「AUTOMATED DRIVE」と表示できる方向幕等を装備させ、次のいずれかにより表示させること。
 - (a) 緑色閃光灯（車両上部）及びステッカー（車両前面）
ただし、車両の構造上、緑色閃光灯を装備させることが困難な場合は、車両前面及び車両後面にステッカーを表示させることに代えることができる。
 - (b) 電光表示器（車両上部）
 - (c) 方向幕及び方向幕灯（車両上部）
ただし、方向幕灯は、夜間において車両を使用する場合に限る。
- e 旅客の輸送に用いるレベル3自動運転車両のレベル3自動運行時においては、前項にかかわらず、レベル3自動運転車両であることが外部から識別できるよう「AUTOMATED DRIVE」と表示できる方向幕及び方向幕灯（夜間において車両を使用する場合に限る。以下同じ。）を装備させ、表示させること。
ただし、車両の構造上、方向幕及び方向幕灯を装備させることが困難な場合は、次のいずれかにより「AUTOMATED DRIVE」と表示させること。
 - (a) 緑色閃光灯（車両上部）及びステッカー（車両前面）
 - (b) 電光表示器（車両上部）
 - (c) ステッカー（車両前面及び後面）
- f 制限区域内におけるレベル3自動運転車両の走行性能、車両装備の有効性及び空港施設への適合性について、試験走行を行わせ、空港管理者による安全性に関する走行性能等の確認を受けること。
- g 航空局による安全性に関する模擬フィールド試験を受け、制限区域内における車両使用承認を受けている他の車両と同程度の走行（挙動）を行うことができることが明らかになっていること。

（3）承認期間

レベル3自動運転車両使用の承認期間は、3年を限度とし、当該承認期間ごとに更新を行わせること。

（4）承認証の交付

空港管理者は、審査の結果支障がない場合は、制限区域内レベル3自動運転車両使用承認証（以下「レベル3自動運転車両承認証」という。）（様式2）を交付すること。

なお、申請された車両の車両承認証（第2章—様式5）にレベル3自動運転車両使用承認を受けている旨の表示を行うことにより、レベル3自動運転車両承認証の交付に代えることができる。

6．レベル4自動運転車両使用の取扱い

（1）申請

a 新規

空港管理者は、レベル4自動運転車両使用の承認を受けようとする者に対し、次の事項を記載した制限区域内レベル4自動運転車両使用承認申請書（様式3）に車両承認証（第2章—様式5）及びその他関係書類を添付させ、申請させること。

- (a) 車名及び型式
- (b) 自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (c) 使用期間
- (d) 所属又は所有者
- (e) 使用区域
- (f) 使用目的
- (g) 搭載物件の概要
- (h) 事故防止のための措置
- (i) レベル4自動運転車両の装備
 - ア 識別表示の仕様及び設置箇所
 - イ 運行状態表示の仕様及び設置箇所（運行状態の色や大きさ等）
 - ウ 車外への注意喚起用スピーカーの仕様及び設置箇所
 - エ 警音器の仕様及び設置箇所
 - オ 緊急時の車外支援者とのコミュニケーションの方法
 - カ レベル4自動運行管理者の連絡先の掲示方法
 - キ 遠隔監視システム用カメラ等の機器の仕様及び設置箇所
 - ク 車外の映像記録カメラの仕様及び設置箇所
 - ケ 自動運行装置の作動状態記録装置の仕様及び設置箇所
 - コ 車外に設置された緊急停止ボタンの仕様及び設置箇所
 - サ 車内の旅客と遠隔監視者とのコミュニケーションの方法
 - シ 車内の映像記録カメラの仕様及び設置箇所
 - ス 車内の旅客が使用できる緊急停止ボタンの仕様及び設置箇所並びにその操作に係る掲示方法
 - セ ドアの緊急解錠ボタンの仕様及び設置箇所並びにその操作に係る掲示方法
- ※サ～セについては、旅客の輸送に用いる車両に限る。
- (j) レベル4自動運転車両の機能
 - ア ODD及びODD逸脱の場合に速やかに停止する機能の仕様
 - イ 自動運行装置の冗長化の仕様
 - ウ 情報セキュリティ対策及び通信機器の電波ノイズ対策の内容
 - エ 通信途絶時及び映像途絶時の対応内容
 - オ 車両に不具合が発生した場合又は自動運行装置の走行環境条件を満たさない状態となった場合の自動停止機能
 - カ レベル4自動運転車両を使用する空港において利用が義務付けられた自動運行補助施設への接続状況
 - キ 自動運行補助施設利用不能時の対応内容
- (k) 試験走行の計画
 - ア 実施予定場所（走行経路）
 - イ 実施予定期間及び日時
 - ウ 運転者等の同乗（同乗予定者情報）
 - エ 試験走行において使用する監視設備、監視機能及び通信方式
 - オ 試験走行において検証する項目
 - カ 試験走行において必要とする施設及び設備
 - キ 試験走行に関する緊急連絡体制
- (l) 航空局による安全性に関する模擬フィールド試験の受験情報
- (m) その他必要となる事項

b 更新

空港管理者は、レベル4自動運転車両使用の承認期間の更新を受けようとする者に対し、aの規定に基づき、申請させること。なお、a（c）以外の事項の記載及びその他関係書類

の添付を省略させることができる。

c 変更

空港管理者は、レベル4自動運転車両使用の承認内容の一部を変更しようとする者に対し、aの規定に基づき、申請させること。なお、変更がない事項の記載又は車両承認証（第2章一様式5）及びその他関係書類の添付を省略させることができる。

ただし、空港管理者が安全性に関する走行性能等の確認が必要と認める承認内容の一部を変更する場合の申請にあつては、a（k）を省略させることはできない。

なお、レベル4自動運転車両の自動運行装置の一部を変更する場合の申請にあつては、3.

（1）の規定による模擬フィールド試験の受験要否について、航空局に確認するよう指導すること。

（2）承認条件

申請内容が安全管理上支障なく、航空機の運航に必要最小限のものにとどめ、航空機の運航の安全を阻害するおそれのないものであり、次の条件を満たしていること。

a 有効な車両承認証（第2章一様式5）の交付を受けていること。

b 走行経路やODD等が制限区域内の車両等の交通安全や航空機の運航の安全に影響を与えるおそれがないと認められること。

c レベル4自動運転車両は次の装備要件を満たしていること。

（a）レベル4自動運行時においては、レベル4自動運転車両であることが外部から識別できるよう「AUTONOMOUS DRIVE」のステッカーを作成させ、車両の見やすい位置に表示させること。

（b）次の車両の種類に応じた数の運行状態表示灯（緑色及び赤色）を装備させること。なお、レベル4自動運転車両が登録車両であつて運行状態表示灯を装備させる場合にあつては、緑色及び紫色の組合せとさせることができる。また、交通事故等が発生した場合は、当該車両に装備させている赤色又は紫色で点灯又は点滅させること。

ア 旅客を輸送する車両 2式（車両前面上部及び後面上部）

イ その他車両 1式（車両上部）

（c）旅客の輸送に用いるレベル4自動運転車両は、（b）に代えて、レベル4自動運転車両であることが外部から識別できるよう「AUTONOMOUS DRIVE」と表示できる方向幕及び方向幕灯又は電光表示器を車両前面及び後面に装備させることができる。また、交通事故等が発生した場合は、当該車両に装備させている方向幕及び方向幕灯又は電光表示器に交通事故等が発生している旨を表示させること。

（d）レベル4自動運行を管理する場所から作動可能な車外への注意喚起用スピーカー及び警音器を装備させること。ただし、車外への注意喚起用スピーカーにより警音器の機能を代用できる場合は、警音器を装備させないことができる。

（e）レベル4自動運行主任者がレベル4自動運転車両の車外にいる者との間で通話するための機器を装備させること。ただし、遠隔監視の方法において他の手法により同様の対応がとれるものと空港管理者が判断する場合は、装備させないことができる。

（f）レベル4自動運行管理者の所属及び連絡先が外部から識別できるよう表示させること。

（g）当該車両の進行方向にかかる映像を撮影及び音声を取得でき、かつ、遠隔監視システムで映像及び音声を確認する必要がある場合には当該システムに映像及び音声を即時に送信できる機器を装備させること。ただし、音声を取得する装置については、遠隔監視の方法において他の手法により同様の対応がとれるものと空港管理者が判断する場合は、装備させないことができる。

（h）ドライブレコーダーを装備させること。なお、遠隔監視システムの一部に不具合が発生した場合においても遠隔監視システムに映像を送信する機器を用いてドライブレコーダーの機能を果たせる場合は、ドライブレコーダーを装備させないことができる。

（i）自動運行装置の作動状態（装置が起動した時刻や停止した時刻等）を記録する装置を装備させること。また、同装置は遠隔監視システムとの通信途絶時においても記録し、

保存できること。

- (j) 当該車両の両側面に車両を緊急停止させるためのボタンを装備させること。なお、レベル4自動運行時において、当該車内に緊急時の対応を行う者を乗車させる場合には、当該ボタンを装備させないことができる。
- (k) 旅客の輸送に用いるレベル4自動運転車両は次の要件を満たす機器を装備させること。
 - ア レベル4自動運行主任者が当該車内にいる者との間で通話するための次の機能を満たすこと。
 - (ア) 車内及びレベル4自動運行を管理する場所の双方から機器を容易に起動及び操作ができること。また、自動運行装置が起動していない場合においても、起動及び操作ができること。
 - (イ) 機器からの音声等が明瞭であること。
 - イ 車内状況にかかる映像を撮影及び音声を録音でき、かつ、遠隔監視システムで映像及び音声を確認する必要となった場合には当該システムにそれらを即時に送信できる車内記録用カメラを装備させること。
 - ウ 車内にいる者が車両を緊急停止させるためのボタンを装備させること。
 - エ 車内にいる者が車内から避難等を行う必要がある場合に当該車両のドアを緊急開放又は解錠させるための操作装置を装備し、かつ、当該ボタンの操作方法及び注意書き等を表示させること。なお、当該ボタンは意図しない操作を防止するため保護し、前項により装備しているボタンと誤認しないような色等であること。
- d レベル4自動運転車両は次の機能要件を満たしていること。
 - (a) ODD逸脱の場合は、あらかじめ定められた停止禁止場所を避けて、速やかに停止する機能を有すること。また、自動運行装置が正常に作動しない状態となった場合は、直ちに停止する機能を有すること。
 - (b) 自動運行装置の機能は安全を担保するための冗長性をもった設計であること。
 - (c) 情報セキュリティ及び電波ノイズ等を考慮した設計であること。
 - (d) 全通信途絶時及び映像のみの途絶時は、次の場合に応じた対応をとれること。
 - ア 車両の状態や自動走行システム等の全通信途絶時
直ちに自動停止し、レベル4自動運行主任者は現場措置業務実施者へ車両状況確認の指示を行うこと。
 - イ 車両の状態を示す映像のみの通信途絶時
通信途絶が回復しない又は回復見込みがない場合は、レベル4自動運行主任者又は現場措置業務実施者が車両を停止すること。
 - ウ その他レベル4自動運行に必要な通信が途絶し安全走行に影響が及ぼすおそれがある時
レベル4自動運行主任者は安全走行への影響を確認し、当該者又は現場措置業務実施者が必要に応じて車両を停止すること。
 - (e) レベル4自動運行時においてレベル4自動運転車両に不具合が生じた場合又は当該車両の自動運行装置の走行環境条件を満たさない状態となった場合は、直ちに安全な方法で当該車両を自動停止させることができること。
- e 空港管理者が使用を義務付ける自動運行補助施設が設置されている場合は、当該施設を使用すること。なお、当該施設に不具合が発生した場合におけるレベル4自動運行への影響をあらかじめ検討し、必要な対応を空港管理者と調整しておくこと。
- f 制限区域内におけるレベル4自動運転車両の走行性能、車両装備の有効性及び空港施設への適合性について、試験走行を行わせ、空港管理者による安全性に関する走行性能等の確認を受けること。
- g 航空局による安全性に関する模擬フィールド試験を受け、制限区域内における車両使用承認を受けている他の車両と同程度の走行（挙動）を行うことができることが明らかになっていること。

(3) 承認期間

レベル4自動運転車両使用の承認期間は、3年を限度とし、当該承認期間ごとに更新を行わせること。

(4) 承認証の交付

空港管理者は、審査の結果支障がない場合は、制限区域内レベル4自動運転車両使用承認証（以下「レベル4自動運転車両承認証」という。）（様式4）を交付すること。

なお、申請された車両の車両承認証（第2章—様式5）にレベル4自動運転車両使用承認を受けている旨の表示を行うことにより、レベル4自動運転車両承認証の交付に代えることができる。

7. レベル4自動運行管理者に関する取扱い（適格性審査）

(1) 申請

a 新規

空港管理者は、レベル4自動運行管理者の承認を受けようとする者に対し、次の事項を記載したレベル4自動運行管理者承認申請書（様式5）に関係書類を添付させ、申請させること。

(a) レベル4自動運行管理体制

ア レベル4自動運行実施範囲

イ レベル4自動運行業務従事者の体制

(ア) レベル4自動運行業務従事者の指定と記録

(イ) レベル4自動運行業務従事者の配置人数

(ウ) レベル4自動運行業務従事者の組織図及び相関図

ウ 遠隔監視業務

(ア) 遠隔監視場所の所在地

(イ) 遠隔監視の要領等の内容

エ レベル4自動運行業務従事者の要件と教育訓練

(ア) レベル4自動運行業務従事者の要件

(イ) レベル4自動運行業務従事者の教育訓練計画

オ レベル4自動運行にかかる空港管理者への報告、資料提出及びレベル4自動運行管理者への立入点検への同意

カ 空港管理者との連絡体制

(ア) 自動運転車両の交通事故等発生時の緊急連絡

(イ) 緊急車両の出動状況の共有

キ 交通事故等の原因究明

(b) レベル4自動運行時の運用

ア レベル4自動運行主任者の業務内容

(ア) 自動走行システムが正常に作動しない場合の措置

(イ) 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合の措置

(ウ) 交通事故等が発生した場合の措置

イ 現場措置業務実施者の業務内容

(ア) 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合の措置

(イ) 交通事故等が発生した場合の措置

ウ 遠隔監視者の業務内容

(ア) 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合の措置

(イ) 交通事故等が発生した場合の措置

エ 駐停車禁止場所への対応

オ 旅客に対する、案内等の対応及び緊急時の対応

カ 交通事故等の報告

※オについては、旅客の輸送に用いる車両に限る。

(c) レベル4自動運転車両及び装備の点検方法及び点検計画

(d) 遠隔監視システムの仕様及び運用

ア モニター、スピーカー、双方向コミュニケーション装置、通信環境及び緊急停止装置の仕様

イ 情報セキュリティへの対応

(e) 遠隔監視システム不具合時の緊急停止措置

(f) その他必要となる事項

b 変更

空港管理者は、レベル4自動運行管理者の承認内容の一部を変更しようとする者に対し、aの規定に基づき、申請させること。なお、変更がない事項の記載及び関係書類の添付を省略させることができる。

(2) 承認条件

申請内容が安全管理上支障なく、次の条件を満たしていること。

a レベル4自動運行管理体制は次のとおりとなっていること。

(a) レベル4自動運行管理者は、レベル4自動運行業務従事者に対し、書面その他これに類する方法により指定することになっていること。また、レベル4自動運行業務従事者の指名を行う場合は、指名方法及び指名日等を記録することになっていること。

(b) レベル4自動運行主任者、現場措置業務実施者及び遠隔監視者はレベル4自動運行時、次のとおり配置される体制であること。なお、レベル4自動運行主任者は、現場措置業務実施者及び遠隔監視者の両方を兼務することができる。

ア レベル4自動運行主任者

1名以上

イ 現場措置業務実施者

1名以上（ただし、レベル4自動運行主任者又は遠隔監視者が現場措置業務実施者を兼務する場合は、現場措置業務実施者を配置しないことができる。）

ウ 遠隔監視者

1名以上（ただし、レベル4自動運行主任者又は現場措置業務実施者が遠隔監視者を兼務する場合は、遠隔監視者を配置しないことができる。）

(c) レベル4自動運転車両に交通事故等が発生し、現場措置業務実施者を兼務するレベル4自動運行主任者が現場に向かい措置している間において、当該車両とは別の車両のレベル4自動運行を継続させる場合は、当該レベル4自動運行主任者以外のレベル4自動運行主任者が1名以上配置される体制であること。

(d) 遠隔監視業務を行うための要領等が定められていること。

(e) レベル4自動運行業務従事者の各業務の実施に必要な手順や自動走行システム等の教育訓練の計画及び内容を定めることになっていること。

(f) レベル4自動運行業務従事者は各業務の実施に当たりレベル4自動運行業務管理者から各業務の実施に必要な手順等の教育訓練等を受けた者であること。

(g) レベル4自動運行にかかる空港管理者への報告、資料提出及び事務所への立入点検について、同意すること。

(h) 交通事故等が発生した場合又は空港運用に影響を及ぼす若しくはそのおそれがある場合における空港管理者への連絡体制が整っていること。

(i) 交通事故等が発生した場合又は空港運用に影響を及ぼした若しくはそのおそれがあった場合に備え、次の事項に取り組む体制が整っていること。

ア 交通事故等の状況又は空港運用への影響を分析し、原因の究明を行うこと。

イ 空港管理者に対して原因等に関する情報の共有を図るとともに、再発防止策について検討し、実施すること。

ウ 必要に応じて、関係する要領及び手順等を見直すこと。

- エ イの再発防止策の実施後に、当該再発防止策についての評価を行うこと。
- (j) 空港管理者から緊急車両の出動状況等の連絡を受ける場合の連絡体制が整っていること。
- b レベル4自動運行時の運用は次のとおりとなっていること。
- (a) レベル4自動運行主任者
- ア 自動走行システム又は遠隔監視システムが正常に作動していないと認められる場合には、直ちにレベル4自動運行を終了させる運用となっていること。なお、レベル4自動運転車両が走行の安全性を担保できる場合は、現場状況を確認し、直ちにレベル4自動運行を終了させるほか、特定の場所までレベル4自動運行を継続する等の運用ができる。
- イ レベル4自動運行主任者は、予定外のレベル4自動運行の終了が発生した場合には、レベル4自動運転車両及び当該車両周囲の状況確認を行い、状況に応じた措置を講ずる運用となっていること。
- ウ 交通事故等が発生した場合は、次の運用となっていること。
- (ア) 空港管理者及び関係機関に通報すること。
- (イ) 空港管理者に交通事故等の発生日時や概要等を報告すること。
- (ウ) 現場措置業務実施者に指示し、交通事故等の現場に向かわせ必要な措置を講じさせること。
- (b) 現場措置業務実施者
- 車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかに当該車両等を安全な場所に移動させる等、交通事故等の現場において道路における危険を防止する等の必要な措置をとる運用となっていること。
- (c) 遠隔監視者
- レベル4自動運転車両が運行中は、遠隔監視場所から自動運転車両の作動状態を監視し、交通事故等が発生したことを発見した場合には、直ちにレベル4自動運行主任者に通報する運用となっていること。
- c レベル4自動運転車両が空港管理者の定める駐停車禁止場所に停車した場合には、当該車両を運転すること等により所定の駐車場所まで移動させる運用となっていること。
- d 旅客を輸送する場合においては、遠隔監視場所から次の運用ができること。ただし、現場措置業務実施者等に次の内容を指示又は依頼することにより、運用することができる場合には、その方法によることができる。
- (a) 遠隔監視場所からレベル4自動運転車両のドアを開閉すること。
- (b) 発車時の車内及び車両周囲の安全を確認すること。
- (c) 交通事故等が発生した又は発生するおそれがあると認められる場合の避難の方法その他安全確保のために必要な事項を定めておくこと。
- e 旅客を輸送する場合においては、旅客に対し、乗車時における次の事項を案内する運用となっていること。
- (a) レベル4自動運行業務実施者からの許可なくレベル4自動運転車両の外に出ることはできないこと。
- (b) 交通事故等が発生した又は発生するおそれがあると認められる場合の避難の方法その他安全確保のために必要な事項を定めておくこと。
- (c) レベル4自動運行業務実施者から(b)に基づく指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- f レベル4自動運転車両は当該車両本体並びに搭載する自動走行システムの点検及び整備を製造者等が定める期間内に実施することとなっていること。
- g 遠隔監視システムは次の要件を満たすものであること。
- (a) レベル4自動運行を行うに当たり必要となるモニター及びスピーカーその他の装置が

備えられていること。

(b) 情報セキュリティを確保するための措置が講じられていること。

(c) 空港内の業務等に使用される無線通信及び航空交通管制情報処理システムに影響を及ぼすおそれのないものであること。

h 遠隔監視システムが不具合等により使用できない又は正常に作動していないことが認められる場合は、直ちに当該システムを必要とするレベル4自動運行を終了させるための措置及び手順が定められていること。

(3) 承認書の交付

空港管理者は、審査の結果支障がない場合は、レベル4自動運行管理者承認書（様式6）を交付すること。

8. レベル4自動運行計画に関する取扱い（自動運行計画審査）

(1) 申請

a 新規

空港管理者は、レベル4自動運行管理者に対し、次の事項を記載したレベル4自動運行計画許可申請書（様式7）に関係書類を添付させ、申請させること。

(a) レベル4自動運行計画

ア 走行経路及び走行環境条件等の設定

(ア) レベル4自動運行の走行経路（速度、停止場所や安全確保のための保護区域等を含む。）の設定

(イ) ODDの設定

(ウ) 走行環境条件の設定

(エ) 自動運行補助施設の使用計画

(オ) 駐車禁止区域の設定

(カ) 航空機移動区域内における運転方法

(キ) 緊急車両及びVIP車両等が出入りする場合はゲート付近の通行方法

イ レベル4自動運行を行う日及び時間帯

ウ レベル4自動運行を行う車両の種類及び台数

エ レベル4自動運転車両使用承認、車両運転許可及びレベル4自動運行管理者承認の各承認番号等

カ 使用を想定している充電施設及びその電力使用量

キ 駐車場所

ク ODD逸脱の場合における対応

ケ 現場措置業務実施者の配置

(ア) 所属及び連絡先

(イ) レベル4自動運行主任者から指示を受ける手段

(ウ) 交通事故等の現場までの到着所要時間

(エ) その他参考となる情報

(b) その他必要となる事項

b 変更

空港管理者は、レベル4自動運行計画の許可内容の一部を変更しようとする者に対し、aの規定に基づき、申請させること。なお、変更がない事項の記載及び関係書類の添付を省略させることができる。

(2) 許可条件

申請内容が安全管理上支障なく、次の条件を満たしていること。

a 走行経路やODD等が制限区域内の車両等の交通安全や航空機の運航の安全に影響を与えるおそれがないと認められること。

- b 自動運行補助施設の使用計画がある場合には、当該施設の概要や使用可能時間帯等を把握し、レベル4自動運転車両が正常に使用できることを確認していること。
- c 駐車禁止場所やエプロン内の運転規則等の遵守事項を整理し、レベル4自動運行業務実施者に周知し、把握させる措置がとられていること。
- d レベル4自動運転車両使用承認及びレベル4自動運行管理者承認を受けていること。また、レベル4自動運行に必要な要員が車両運転許可を受けていること。
- e 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合等の緊急時における措置内容がレベル4自動運行管理者として承認を受けた内容から逸脱していないこと。

(3) 許可書の交付

空港管理者は、審査の結果支障がない場合は、レベル4自動運行計画許可書（様式8）を交付すること。

9. 車両運転許可の取扱い

(1) レベル4自動運行管理者は、次の者に、自動運転車両を使用しようとする空港の空港管理者から第3章4. (3)の規定による車両運転許可証の交付を受けさせなければ、各業務に従事させてはならない。

- a 自動運転車両に乗車し、当該車両の運転を行う者
- b レベル4自動運行主任者
- c 現場措置業務実施者

(2) 空港管理者は、(1)の対象者に第3章5.の規定による各事項を遵守させること。

10. 亡失

レベル3自動運転車両承認証、レベル4自動運転車両承認証、レベル4自動運行管理者承認書及びレベル4自動運行計画許可書を亡失したときは、直ちに空港管理者に届出させること。

11. 返納

レベル3自動運転車両承認証、レベル4自動運転車両承認証、レベル4自動運行管理者承認書及びレベル4自動運行計画許可書が不要となったときは、直ちに空港管理者に返納させること。

12. 取消等

空港管理者が定める本指針に関連する規程等に違反があった場合又は空港管理者が必要と認めた場合は、承認や許可に制限を加え又はこれを取消することができる。

制限区域内レベル 3 自動運転車両使用承認申請書

□新規 □更新 □変更

年 月 日

(空港管理者) 殿

申請者
住 所
所 属
氏 名

(〇〇規定第〇条等) による制限区域内におけるレベル 3 自動運転車両について、(同規定第〇条等) の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. レベル 3 自動運転車両使用について

1) 車名及び型式			
自動車登録番号又は車両番号及び車台番号			
車両登録番号又は車両番号		車台番号	
使用期間	開始：	年	月 日
	終了：	年	月 日
所属又は所有者			
使用区域			
使用目的			
搭載物件の概要			
事故防止のための措置			
添付書類			
☐ 新規申請時書類を添付 (以下の①及び②が必要) ☐ 更新申請時書類を添付 (申請内容に変更がない場合は以下の②を省略可) ☐ 変更申請時書類を添付 (以下の①及び②が必要)			
① (いずれかを選択)			
☐ 自動車検査証の写し		☐ 自動車検査証に準ずるもの	
② (いずれかを選択)			
☐ 特殊な形状の場合その機材の略図		☐ 特殊な形状の車両ではない	
※自動車検査証の写又はこれに準ずるものを添付すること。 ※特殊な形状の車両又は機材の場合は略図を添付すること。(更新の場合除く。) ※更新、かつ、申請内容に変更がある場合には、更新及び変更に必要な書類を添付すること。			

レベル3 自動運転車両の装備について

1) 識別表示の仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) 灯火・方向幕の仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

レベル3 自動運転車両の機能について

1) ODD及びODD逸脱の場合に速やかに停止する機能の仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
--------------------------------	---

試験走行の計画について

1) 実施予定場所（走行経路）	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) 実施予定期間及び時間帯	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) 運転者等の同乗（同乗予定者情報）	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

4) 試験走行において使用する監視設備、監視機能及び通信方式	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
5) 試験走行において検証する項目	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) 試験走行において必要とする施設及び設備 (共通FMSや信号機等)	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
7) 試験走行に関する緊急連絡体制	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
8) 航空局による安全性に関する模擬フィールド試験の受験情報 (実施日、実施場所、結果や付帯事項等)	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

その他必要となる事項（添付資料）

--

事務担当者：	
連絡先電話番号：	
E-mail：	

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

制限区域内レベル 4 自動運転車両使用承認申請書

□新規 □更新 □変更

年 月 日

(空港管理者) 殿

申請者
住 所
所 属
氏 名

(〇〇規定第〇条等) による制限区域内におけるレベル 4 自動運転車両について、(同規定第〇条等) の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. レベル 4 自動運転車両使用について

2) 車名及び型式			
自動車登録番号又は車両番号及び車台番号			
車両登録番号又は車両番号		車台番号	
使用期間	開始：	年	月 日
	終了：	年	月 日
所属又は所有者			
使用区域			
使用目的			
搭載物件の概要			
事故防止のための措置			
添付書類			
☐ 新規申請時書類を添付 (以下の①及び②が必要) ☐ 更新申請時書類を添付 (申請内容に変更がない場合は以下の②を省略可) ☐ 変更申請時書類を添付 (以下の①及び②が必要)			
① (いずれかを選択) ☐ 自動車検査証の写し ☐ 自動車検査証に準ずるもの ② (いずれかを選択) ☐ 特殊な形状の場合その機材の略図 ☐ 特殊な形状の車両ではない ※自動車検査証の写又はこれに準ずるものを添付すること。 ※特殊な形状の車両又は機材の場合は略図を添付すること。(更新の場合除く。) ※更新、かつ、申請内容に変更がある場合には、更新及び変更に必要な書類を添付すること。			

レベル4 自動運転車両の装備について

1) レベル4 自動運転車両であることの識別表示の仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) 運行状態表示の仕様及び設置箇所 (運行状態の色・大きさ等)	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) 車外への注意喚起用スピーカーの仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) 警音器の仕様及び設置箇所 ※注意喚起用スピーカーで代用できる場合には不要	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
5) 緊急時の車外支援者とのコミュニケーションの方法 ※遠隔監視システムとは独立した通話機器も可	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) レベル4 自動運行管理者の連絡先の掲示方法	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
7) 遠隔監視システム用カメラ等の機器の仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。

		☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
8)	車外の映像記録カメラの仕様及び設置箇所 ※通信途絶時等遠隔監視システムの不具合が起きた場合にも遠隔監視システム用カメラ側で記録を継続できるようにであれば不要	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
9)	自動運行装置の作動状態記録装置の仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
10)	車外に設置された緊急停止ボタンの仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
バス ス タ イ プ の み	11) 車内の旅客と遠隔監視者とのコミュニケーションの方法	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
	12) 車内の映像記録カメラの仕様及び設置箇所	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
	13) 車内の旅客が使用できる緊急停止ボタンの仕様及び設置箇所並びにその操作に係る掲示方法	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
	14) ドアの緊急解錠ボタンの仕様及び設置箇所並びにその操作に係る掲示方法	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての

		事項に変更がない。 ☐更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
--	--	---

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

レベル4 自動運転車両の機能について

1) ODD及びODD逸脱の場合に速やかに停止する機能の仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) 自動運行装置の冗長化の仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。
3) 情報セキュリティ対策及び通信機器の電波ノイズ対策の内容	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) 通信途絶時及び映像途絶時の対応内容	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
5) 車両に不具合が発生した場合又は自動運行装置の走行環境条件を満たさない状態となった場合の自動停止機能	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) レベル4 自動運転車両を使用する空港において利用が義務付けられた自動運行補助施設への接続状況	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

7) 自動運行補助施設利用不能時の対応内容	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
-----------------------	---

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

試験走行の計画について

1) 実施予定場所（走行経路）	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) 実施予定期間及び日時	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) 運転者等の同乗（同乗予定者情報）	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) 試験走行において使用する監視設備、監視機能及び通信方式	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
5) 試験走行において検証する項目	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) 試験走行において必要とする施設及び設備 (共通FMSや信号機等)	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての

	事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
7) 試験走行に関する緊急連絡体制	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
8) 航空局による安全性に関する模擬 フィールド試験の受験情報 (実施日、実施場所、結果や付帯事 項等)	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 更新又は変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 更新又は変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

その他必要となる事項（添付資料）

--

事務担当者：	
連絡先電話番号：	
E-mail：	

空港のセキュリティ対策に関わるため非公表

レベル 4 自動運行管理者承認申請書

□新規 □変更

年 月 日

(空港管理者) 殿

申請者
住 所
所 属
氏 名

(〇〇規定第〇条等) による制限区域内におけるレベル 4 自動運行を実施することについて、
(同規定第〇条等) の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. レベル 4 自動運行管理体制について

1) レベル 4 自動運行実施範囲（走行ルート等）
☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) レベル 4 自動運行業務従事者の体制（指定と記録、配置人数、組織図及び相関図等）
☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) 遠隔監視業務について（遠隔監視の所在地、遠隔監視の要領等の内容等）
☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) レベル 4 自動運行業務従事者の要件と教育訓練
☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

5) レベル4自動運行にかかる空港管理者への報告、資料提出及びレベル4自動運行管理者への立入点検への同意	☐新規申請であって、以下に記載。 報 告： ☐同意する 資料提出： ☐同意する 立入点検： ☐同意する ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) 空港管理者との連絡体制 ① 自動運転車両の交通事故等発生時の緊急連絡 ② 緊急車両の出動状況の共有	☐新規申請であって、以下に記載。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
7) 交通事故等の原因究明体制	☐新規申請であって、以下に記載。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

2. レベル4自動運行時の運用について

1) レベル4自動運行主任者の業務内容 ① 自動走行システムが正常に作動しない場合の措置 ☐新規申請であって、以下をチェック。 ☐自動走行システム又は遠隔監視システムが正常に作動していないと認められる場合には、直ちにレベル4自動運行を終了させる運用となっている。(なお、レベル4自動運転車両が走行の安全性を担保できる場合は、現場状況を確認し、直ちにレベル4自動運行を終了させるほか、特定の場所までレベル4自動運行を継続する等の運用ができる。) ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

② 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合の措置 ☐新規申請であって、以下をチェック。 ☐予定外のレベル4自動運行の終了が発生した場合には、レベル4自動運転車両及び当該車両周囲の状況確認を行い、状況に応じた措置を講ずる運用となっている。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
③ 交通事故等が発生した場合の措置 ☐新規申請であって、以下をチェック。 ☐空港管理者及び関係機関に通報する。 ☐空港管理者に交通事故等の発生日時や概要等を報告する。 ☐現場措置業務実施者に指示し、交通事故等の現場に向かわせ必要な措置を講じさせる。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) 現場措置業務実施者の業務内容
① 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合の措置 ② 交通事故等が発生した場合の措置 ☐新規申請であって、以下をチェック。 ☐車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかに当該車両等を安全な場所に移動させる等、交通事故等の現場において道路における危険を防止する等の必要な措置をとる運用となっている。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) 遠隔監視者の業務内容
① 予定外のレベル4自動運行終了が発生した場合の措置 ② 交通事故等が発生した場合の措置 ☐新規申請であって、以下をチェック。 ☐レベル4自動運転車両が運行中は、遠隔監視場所から自動運転車両の作動状態を監視し、交通事故等が発生したことを発見した場合には、直ちにレベル4自動運行主任者に通報する運用となっている。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) 駐停車禁止場所への対応

☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
5) 旅客に対する、案内等の対応及び緊急時の対応（旅客の輸送に用いる車両のみ） ☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) 交通事故等の報告 ☐ 新規申請であって、以下をチェック。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

レベル4 自動運転車両及び装備の点検方法及び点検計画について

1) レベル4 自動運転車両及び装備の点検（方法及び計画等） ☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
--

※枠内に記載が難しい場合は「□別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

遠隔監視システムの仕様及び運用について

1) モニターの仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
2) スピーカーの仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) 双方向コミュニケーション	☐ 新規申請であって、以下に記載。

ン装置の仕様	☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) 通信環境の仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
5) 緊急停止装置の仕様	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
6) 情報セキュリティへの対応	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

※枠内に記載が難しい場合は「☐別添のとおり」にチェックを入れ、別途添付すること

遠隔監視システム不具合時の緊急停止措置について

1) 遠隔監視システム不具合時の緊急停止措置の内容	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
---------------------------	---

その他必要となる事項（添付資料）

--

事務担当者：	
連絡先電話番号：	
E-mail：	

第 号

レベル 4 自動運行管理者承認書

殿

年 月 日付け 第 号で申請のあったレベル 4 自動
運行を実施することについては、 の規定により、申請
書のとおり承認する。

年 月 日

(承認権者)

(注) 申請書に文書番号の記載がある場合は、本承認書にもそれを記載するものとする。

レベル 4 自動運行計画許可申請書

☐新規

 ☐変更

年 月 日

(空港管理者) 殿

 申請者
 住 所
 所 属
 氏 名

(〇〇規定第〇条等) による制限区域内におけるレベル 4 自動運行計画について、(同規定第〇条等) の許可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. レベル 4 自動運行計画について

1) 走行経路及び走行環境条件等の設定

① レベル 4 自動運行の走行経路（速度、停止場所や安全確保のための保護区域等を含む。）の設定

- ☐新規申請であって、以下に記載。
☐新規申請であって、別添のとおり。
☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。
☐変更申請であって、別添のとおり。

<以下記載欄>

② ODDの設定

- ☐新規申請であって、以下に記載。
☐新規申請であって、別添のとおり。
☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。
☐変更申請であって、別添のとおり。

<以下記載欄>

③ 走行環境条件の設定（使用される場所、気象等の使用に関する条件等）

- ☐新規申請であって、以下に記載。
☐新規申請であって、別添のとおり。
☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。
☐変更申請であって、別添のとおり。

<以下記載欄>

④ 自動運行補助施設の使用計画（有無と使用する場合はその名称等）

- ☐新規申請であって、以下に記載。
☐新規申請であって、別添のとおり。
☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。
☐変更申請であって、別添のとおり。

<以下記載欄>

⑤ 駐車禁止区域の設定 ☐新規申請であって、以下をチェック。 ☐車両使用承認証で定められた区域以外を走行ルートとして設定されていない ☐駐停車禁止区域を定めた上で、特別な事柄がない限り、駐停車禁止区域で駐停車しない設定がされている。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>	
⑥ 航空機移動区域内における運転方法 ☐新規申請であって、以下に記載。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>	
⑦ 緊急車両及びVIP車両等が出入りする場合はゲート付近の通行方法 ☐新規申請であって、以下に記載。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>	
2) レベル4自動運行を行う日及び時間帯	☐新規申請であって、以下に記載。 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
3) レベル4自動運行を行う車両の種類及び台数	☐新規申請であって、以下に記載。 () 台 ☐新規申請であって、別添のとおり。 ☐変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
4) 各申請の承認又は許可番号等	☐レベル4自動運転車両使用承認 () ☐車両運転許可 () ☐レベル4自動運行管理者承認 ()
5) 使用を想定している充電施設及びその電力使用量	施設箇所 () 電力使用量 ()
6) 駐車場所	☐新規申請であって、以下に記載。 ☐新規申請であって、別添のとおり。

	☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
7) ODD逸脱の場合における対応	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>
8) 現場措置業務実施者の配置 ①所属及び連絡先 ②レベル4自動運行主任者から指示を受ける手段 ③交通事故等の現場までの到着所要時間 ④その他参考となる情報	☐ 新規申請であって、以下に記載。 ☐ 新規申請であって、別添のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、以下すべての事項に変更がない。 ☐ 変更申請であって、別添のとおり。 <以下記載欄>

その他必要となる事項（添付資料）

--

事務担当者：	：
連絡先電話番号：	：
E-mail：	：

第 号

レベル 4 自動運行計画許可書

殿

年 月 日付け 第 号で申請のあったレベル 4 自動
運行計画については、
可する。の規定により、申請書のとおり許

記

走行経路：●●空港 ●●
走行環境条件：●●（別紙のとおり）

以 上

年 月 日

（承認権者）

（注）申請書に文書番号の記載がある場合は、本許可書にもそれを記載するものとする。